

平成29年3月13日

◎桑名委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。 (9時57分開会)

本日の委員会は、10日金曜日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

それでは、教育政策課の報告事項について質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 それでは、質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について及び平成28年度高知県学力定着状況調査の結果について、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。

私からは、公立学校教員に対する懲戒処分について及び平成28年度高知県学力定着状況調査結果の2件について御報告をさせていただきます。

まず、教職員の不祥事案につきまして御説明させていただきます。

この1ページをごらんください。

この事案は、酒気帯び運転で物損事故を起こしました高知市立朝倉中学校教諭浅野素行(男性49歳)に対して、停職1年の懲戒処分を行ったものでございます。この概要につきまして御説明させていただきます。

高知市立朝倉中学校教諭浅野素行は、事故を起こす前日の平成29年2月15日水曜日、学校から帰宅後の午後7時ごろから午後11時ごろまで、自宅において350ミリリットルの缶ビールを六、七本飲酒しておりました。その後、一度就寝準備をしていたものの、翌日までに仕上げておかなければならない仕事を思い出し、翌16日の木曜日の午前零時ごろから、再び350ミリリットル缶ビールを2本飲酒しながら仕事を行いました。就寝したのは午前1時ごろでございました。

そして、2月16日木曜日の午前4時50分ごろ、同教諭は起床しまして、その後シャワーを浴び、身支度を整えました。そして、前夜に同教諭が考えていた出発時刻の予定の時刻より10分おくれの6時20分ごろに自家用車で自宅を出ております。それから間もない午前6時22分ごろ、出おくれた分を取り戻そうと加速したところ、自家用車の後輪がスリップしてバランスを失い、自宅付近のドラッグストアのフェンスに自家用車を衝突させる物損事故を起こしたものでございます。

事故発生直後、同教諭はみずから南国警察署に通報しております。その後、事故処理のために到着いたしました南国警察署員に事情聴取を受け、その際、事故発生が早朝のため飲酒検知をするように指示を受け、飲酒検知を受けましたところ、呼気1リットル中0.4ミリigramのアルコール分の数値が示され、酒気帯び運転になることを告げられたものでございます。

この酒気帯び運転は、道路交通法違反の中でも交通三悪と呼ばれる最も悪質で重大な事案でございます。さらに、子供たちの社会性を育み、規範意識を高揚させるべき教員がこのような行為を起こしたことの社会的影響ははかり知れず、教育公務員の社会的信用を著しく失墜させるものでございます。このため、平成29年2月24日付で同教諭に停職1年の懲戒処分を行ったものでございます。

以上が不祥事案の概要となります。

続きまして、本年1月11日に実施いたしました平成28年度高知県学力定着状況調査の結果について御説明をさせていただきます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

このⅢの調査事項にも示しておりますように、この調査は小学校4、5年生と中学校1、2年生を対象に実施しているものでございます。調査実施教科は、小学校4年生で国語、算数の2教科、5年生はそれに理科を加えております。また、中学1、2年生に対しましては国語、社会、数学、理科、英語の5教科を実施しております。

7ページをお開きください。

上段には小学校4年生を、下の段には5年生の結果を教科ごとに示しております。

この調査におきましては、これまでに実施されてきた全国学力・学習状況調査などから課題として上げられた内容や、これからの時代に求められる学力を考え出題しておりますことから、難易度にも多少の違いがあり、それによって正答率に少なからずの影響はあるものと考えております。ただ、国語につきましては、3段目でございます。5年生では正答率が64.5%と5年間で最も高い状況で、4年生も62.2%との結果を残しており、学力が徐々についてきていることが見てとれます。算数につきましても、それぞれに昨年を上回る状況でございます。

8ページ、9ページをお開きください。

8ページには中学校1年生の結果を、9ページには2年生のものを載せております。

まず、一番上の国語を見ますと、今年度はかなり長文の問題や表現問題を出したところもあり、昨年度との比較では正答率を落としているところもございます。また、各領域に課題が残りますが、ここ数年ずっと正答率は50%を超えている状況で、特に語彙量の増加なども図られており、一定の力をつけていることがうかがえます。

一方、3段目の数学についてです。中学校2年生では伸びも見られておりますが、まだ正答率が50%を超えるところまでは行っておりません。領域別で言いますと、関数や資料の活用に弱さが見られる状況でございます。

また、理科や社会科にも課題が残る状況です。特に中学校1年生の社会においては、正答率が30%台にとどまっており、授業を見直していく必要があると考えております。

また、英語につきましては、中学校1年生と2年生の間で正答率が下がっているところ

があり、特に英文を書く、つくる分野での頑張りが必要となってまいります。

10ページ、11ページをごらんください。

ここには、中核市である高知市以外の各教育事務所管内別の結果を載せております。棒グラフが各エリアでの平均で、ひし形の点が県の平均になります。

そして、12ページからでございます。この12ページから27ページまでは、学年教科別の正答率の状況や本年度の結果から、課題として上げられるところの具体を載せております。

まず、この12ページ、13ページは小学校4、5年生の国語でございますが、これは正答数の分布グラフが正規分布に近く、また、それも高いところが右に寄っていることから、先ほども申し上げましたように、学力の定着状況は改善してきていることが述べられます。

18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

ここには中学校の国語を載せております。この中学校の国語でも、小学校と同じような山の形状が見られ、学力が徐々に身につけてきている生徒が増加していることが述べられるところでございます。

そして、22ページ、23ページをお開きください。

ここは数学になります。中学校1、2年生の数学の結果を載せたものでございますが、先ほどの国語と比較して全体の山が低く、また度数分布の幅も広がってきております。山というより、むしろ台形の形になってきている状況がわかるところです。この算数・数学につきましては、小学校の中学年ごろから学年が上がるにつれて、学習内容が十分に理解できていない児童生徒が徐々にふえ、学習内容が難しくなる中学校において、二極化してくる状況があることが述べられるところです。そして、この23ページの中学校2年生の問題でございます。これは2つの三角形が合同であることの証明をするものですが、このような数学的な説明を要する問題となると、正答が落ちてくるのがわかります。算数・数学において、計算技能が上がってきております。しかし、その数式の意味を問うものや算数・数学的な説明となると、なかなか厳しい状況がある状況です。

また、20ページ、21ページには中学校の社会科を、そして24ページ、25ページは中学校の理科を、そして26、27ページは英語の状況を示しております。それぞれ教科は違いますが、これらには共通の課題があると考えております。それは、例えば理科でありますと、実験結果から述べられることを説明すること。社会科であれば、この現象はなぜ起こったのかを、根拠を持って述べる。また、その影響を説明するといった、現象と現象をつないでその関係を自分の言葉で説明することに課題がございます。また、英語につきましても、英文をつくる部分が弱く、文法事項等の習熟を図るとともに、論理的に述べる表現力をつけていくことが必要と考えております。

このような力を育成するため、また、これからの時代において求められる思考力や判断力、表現力を育てていくためには、まず学校の授業が改善されていくことが必要と考えております。学習内容の暗記にとどまらず、獲得した知識や考え方を持って疑問や課題の解決を試行錯誤しながら図っていくような授業づくりが必要となっております。このようなことから、28ページ、29ページでございますが、現行体制で授業改善サイクルを動かすことが必要で、今回の調査結果を受け、学校においては自分たちの授業や取り組みがどうであったのかを検証し、どこをどのように改善するかを考えていただくことが必要でございます。

また、30ページをごらんいただきたいと思います。

教育長コメントにも記しておりますが、次期学習指導要領においては、知識の理解の質をさらに高め、資質・能力を育む授業へとその質の変換を図り、児童生徒の主体的・対話的で、深い学びを実現していくことが求められるところでございます。

県教育委員会といたしましても、各学校の授業改善の取り組みや探求的な授業づくりについての支援強化を図っていくと同時に、本年度からスタートしました教育大綱や第2期教育振興基本計画に沿って組織的に授業力の向上や授業改善に取り組むチーム学校の構築をより一層進め、また児童生徒一人一人のつまずきに応じた指導が行えるよう、放課後の学習支援等につきましても充実して、各学校の取り組みを支援してまいります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 学力定着状況調査の事務所ごとの数字が10ページと11ページに出ていますわね。数字は正直で、一生懸命努力をされている、そういうことはよく理解できるんですね。そこで、高知市ですよ、本県の半数近くの児童生徒がおる高知市はどういう状況なのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知市については、記載はできておりません。というのは、高知市は一つの市ですので、高知市を特別に、県のほうが結果を述べるということは差し控えさせていただきました。ただ、全体的に言えば、高知市につきましては、もう少し頑張らなければいけないなというところはあると思います。

◎三石委員 けれど、県下の半分近く集まるところやから、大ざっぱでええんよ、もうちょっと詳しく、どんなような状況か。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知市でも特徴的になってきておるのが、例えばこの調査が始まった当時、あるいは全国学力学習状況調査が始まった当時、特に小学校につきましては県を牽引していくところがございました。ただ、現状においては牽引というような状況ではなくなっている。それは、高知市外のところが頑張ってきているというところもあると思いますけれども、高知市が飛び抜けて、かつてのように、小学校ですが、県下全

部を牽引しているという状況ではなくなってきました。中学校につきましては、全国学力学習状況調査の結果でもなかなか厳しい状況がございます。徐々には伸びてはきておるんですけれども、まだまだ厳しいという状況がございます。

◎三石委員 やっぱり中核市である高知市、本当に頑張ってもらわないといかんと思うんですね、現状はいろいろ聞いてみるに、小学校にしても中学校にしても、まだ学校によっては授業が成り立たないというかね、そういうクラス、そういう学校があるんですね、そこらあたりの現状は把握されています。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知市につきましても、我々のほうも学校訪問させていただいております。その中で各学校、学級の状況を見させてもらって、把握するところは把握させてもらっています。言われるように、子供の状況が厳しいといったところは、確かにあるところですよ。

◎三石委員 そういうような中、チーム学校ということでタテ持ちの授業、コースもふえますよね、そういうことなんかを見たときに、以前に比べて高知市のほうも県と協力して、中核市といえども一生懸命やろうとしている、そういう姿勢は見られるんですけども、そこあたりはどうですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 例えばタテ持ちの研究校にしても、高知市は当初、本年度4校をプラスする予定でありました。ただ、これもやりたいと言うて各中学校が手を挙げて、本年度、予定よりプラス2校がやりたい。さらに、本当はまだやりたいという学校もあったんですけども、なかなかそこまでは我々の手のほうが回らんところもあって、来年度はほぼ大きな学校はタテ持ちになっていくだろうというようなところまで、その分、我々の県教育委員会と力を合わせてやりたいというところが出てきていると思います。

◎三石委員 今後のことですけれども、高知市は高知市でやっていくと、中核市でありやね、県教委にいろいろ言われても高知市は高知市のやり方があるんだと、極端な言い方ですよ、ということでなかなか歩調が合わない時代がずっと続いてきましたわね。そういう時代に比べたら、最近は非常に県と市が協力をし合うて全てにおいてやっていこうというような、そういうものが見られつつあると思うんですけれども、なお一層これから、高知市は高知市、県は県でなくて、やっぱり協力し合って、子供のため、それと本県の教育全てのためですから、高知市のほうにもよく理解していただいて、歩調を合わせて頑張っていたきたいと思いますけれども、どうですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに、かつては県教育委員会が高知市の学校へ入ることも、なかなかままならない状況があったところですよ。ただ、現状においては我々のほうがここへ行きたいと言えば、そこはセッティングもしてくれるようになっております。そういう意味で、どんどん学校訪問もできるようになってきておりますので、これからも協力してやっていきたいと思っております。

◎三石委員 ぜひ、前進をしていくようにお願いしたいと思います。

◎金岡委員 中学校1年生、ここを注視しておったんですが、まあまあ頑張ってきたなと思います。でも、中学校は正念場というような気がします、この棒グラフを見ると、小学校は中心より右のほうがピークに、中学校はどうやら左がピークになっているので、それを小学校と同様にせないかんと思うんですが、中学校を今後どうしていくのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 今おっしゃっていただいたように、山が左側に寄ってきているということは、中間層の子供がわからなくなっている。あるいは厳しい子供はそのままという状況ですので、そこを一人一人に丁寧に指導していかなければならないと思います。そのためにも放課後学習支援等、こういうものをうまく活用して、子供たちの状況、一人一人に丁寧にきめ細かく対応していくということが必要になってくると考えております。

◎金岡委員 そこら辺、一生懸命やっていただきたいと思いますが、特に先ほど申し上げましたとおり1年生、ここがかなり厳しかったんだろーと思いますので、ことし、どういう結果が出るか、一つの正念場にはなると思いますので、頑張ってください。

◎横山委員 大変頑張られているというのはよくわかるんで、いいんだろーなと思うんですけども、暗記する力がしっかり伸びてきているんだけれども、それをアウトプットする、そういうことがちょっとまだまだ足りていないことなんですけれども、まずはしっかり暗記するというのが、そこに下敷きにあって、そこからアウトプットできるんだろーと思うんですけども、そのような中で、授業改善が鍵ということをおっしゃられていますけれども、先生が、いわば論理的な思考、ロジカルな思考というのでいくと仮説検証というか、いわばなぜならば何々であるというような、そういう授業方法を、先生がどう学んできているのかなというところをお聞かせいただけますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 これにつきましては、例えば探求的な授業づくりの研究校が授業づくりを先導してやっていっております。また、小学校についても教育課程拠点校とかが先導してやっていっております。こういうところに先生が集まって、いろいろな授業方法を見ていく。そういったことが1点としてあります。

あわせて、例えば、特に中学校におきましては教科のタテ持ち、こういったところで同じ教科の先生が集まって、どうすればいいだろうということをお互いに相談し始めます。勉強する風土ができてきていると思います。だから、これからますます授業は改善されていくんじゃないかな、改善していかなければならないと思うところです。

◎横山委員 まずは小中学校でしっかり基礎を暗記して、それがまず第1点やと私は思うんですが、そこから最終的に社会へ出ていくときには、全て社会現象は仮説検証の繰り返しなんだろーと思うんです。その辺を子供のときから学んでいくというのは重要なんで、また教員の方も、そこをしっかりとレベルアップしていくのも、一つこれから大事なんじ

やないかなと、やっているとは思いますが、またよろしく申し上げます。

◎米田委員 10ページ、11ページの教育事務所ごとの分析・評価なんですけれど、事務所ごとにこういう表を出すことによって、これはどういう意味がありますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 各事務所が、自分ところはどうかであったのかというのを検証してきているというところがございます。だから、昨年度よりどうかであったのかということをも事務所なりに検討して、事務所自体の支援の仕方、指導の仕方というのを考えているという状況でございます。

◎米田委員 指導のあり方もあるかもしれませんが、たまたまそれぞれ東部、西部の教育事務所管轄に行くと、先生たちが頑張ってきて、その結果、こういうものがあるわけで、余り教育事務所ごとに特徴なり、あるいは法則があるわけではない。それをわざわざこういう小さな事務所ごとにやって、あたかも事務所ごとの成績を競い合わせるというか、もっと考えさせるというか、そういうやり方に利用されているような気がするんですよ。

5年間やってきて、29年度みたいな結果が5年間ずうっと続いてきた、そういう法則なりが事務所ごとにあるのかということなら、そうやないと思うんですよ、毎年の検査結果によって違う状況が出てきているわけですね。だから、何であえて教育事務所ごとにせにゃいかんのかと、それは全県全体の結果を見て、それに基づいて先生なり子供なりの指導なり、あるいは学習活動のあり方について検討したら、いいことではないかなというふうに思うんですけれど、どうですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 当然、これは公表の仕方の問題であろうかと思えます。ただ、事務所は事務所で、基本的には、ことしはどうかであったか、去年と比較してどこがどういうふうに改善してきているのかということをも、事務所で見ているということはございます。その中で、うちのエリアはここがまだ厳しいねというようなところで、改善をしてきているというところは当然でございます。

◎米田委員 小さいエリアで来ると、そこの先生なりがだんだん追い詰められていくわけですよ。ですから、その地域、地方によって運命なり必然性があるわけじゃないわけですよ。入ってきた子供たちの状況、あるいは親の生活実態、そういうことによって、結果として、この年はこういう結果が出たけれど、また来年度は違う結果が出るかもしれんわけですよ。ですから、何か金科玉条のごとく、だんだん事務所ごと、市町村ごととかということで、あたかもその結果が学校の先生の、そこだけの特徴的な、原理的な教え方で問題があるよという捉え方じゃなくて総体としてね、高知県、全然こういう点がまだまだ弱いということがわかれば、それに基づいて改善をしたらええことであってね、私は余りこうやって教育事務所ごとにやることについては疑問持っていますし、批判的ですので、指摘しておきたいと思えます。

それと、当初予算の説明のところで、いろいろ意見を言いましたが、結局は1月11日にやって、結果は2月末ごろに出ますよね。そして先生は多分担任がかわるし、もう卒業とか学年がかわるまで1カ月もないわけよね。私は、そういうぎりぎりのところの時期にこういう検査をやるのが、本当に先生、子供にとってプラスになるのかと。逆に言うたら、私うがった見方して申しわけないけれど、4月の前後、全国学テのある意味、前奏とか準備的な、そういう見方も僕はするわけですよ。だから、そんなところに子供たちを、追い詰めるやり方をすべきではないと思うんですけど、そういう影響はないですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 現在、1月になっていることにつきましては、基本的に、その学年で勉強する内容をできるだけ広くその調査の中に盛り込みたいという思いがあって、1月実施になっているところがございます。ただ、米田委員が言われるように、じゃ、例えば1月実施して、そこでできていないものが、あと例えば、二月できちっとフォローできるのかという心配もございます。そういう意味で、本議会の中でも御質問もいただいたところですけど、これを12月とか、もっと早めることはできないのかということについては、これを検討して、学校がより使いやすいような形に改善はしていきたいと考えております。

◎米田委員 結局、全国学テやっていますよね、その結果でこういうことを推しはかれるがじゃないですか。よその県は全国学テもやり、こうやって全県一斉でやっているところ、よく知りませんが、余り数たくさんないんじゃないかと思うんですよ。だから、全国学テというのはそういう役割も持っているからこそ、皆さんは実施されていると思うんですよ。そこはどうなんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 他県の状況でございますけれども、結構、県独自のものをやっている県はございます。数は今すぐでませんけれども、少数ということではございません。ただ、実施時期がいろいろ違ってございまして、12月実施もあれば1月実施も、さらには全国学力学習状況調査と同時期、4月に実施するといったところもございます。これはやはりその調査の目的をどう捉えるかによって、実施時期がまた変わってきているということもございます。

◎米田委員 いずれにしても、私たちは全国学テそのものについての意見を持っていますので、1年の間に、子供さんが1月に受け、4月に受けということで、結局やっぱりテストの点数で推しはかられ、実質、競争に追い立てられていっているわけです。先生のほうも、多忙化解消と言いながら、この県独自のテスト、4月のテストに向けて過去問をやったりとかせざるを得ん状況がありますので、私はぜひ見直しも含めて、十分県版の実態を把握していただきたいということを要請しておきたいと思っております。

◎池脇委員 米田委員の御指摘もわかりますけれども、私は、この事務所ごとのデータと

というのは、いろんな意味で、県下の状況、バランスを把握するには重要なデータだと思いますね。

先ほど、三石委員の高知市はどうぞよというお話の中でも、牽引力が衰えていると、そういうのはやっぱり中部教育事務所、本来はここがもう少しいいデータが出ておれば、それが出るわけですけども、東部、中部、西部とほとんど小学校はデータ変わらないですよ。これはいい意味ではバランスがとれている。しかし、牽引力になる地域が出てきていないというので、どうかなという分析ができますよね。中学校においても、大体似たような傾向が出てきておりますし、ですからそういう意味では、県全体のデータは全体を見ることができんですけども、あとは市町村別のデータもとってるでしょうし、学校別のデータもとってるでしょうけれど、そこは、基本的には、公表の段階には至っていないようですから、そうするとこういう事務所のデータでそのあたりを推しはかることができるのかなと、そういう意味では大事なデータじゃないかなというふうに思います。ですから、できる限り高知県の教育の実態を、県民の皆さんにある程度までわかっていただくということにおいては、こういうデータの提示というのは大事じゃないかなという認識を持っております。

これ見て、確かに傾向としては上向いていますけれども、上向きの速度というか角度です、これについてはどう評価をされているのか、それなりに毎年やってきて、手は打ってこられているけれども、急激に上がるという状況は見えてないですね、そのあたりはそれでいいと考えているのか、そうであるとかかなり時間数かかりますよね、そのあたりはどういう認識を持たれておられるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 本年度の全国学力・学習状況調査の結果、これを見ましても、例えばここ3年ほどは足踏み状態であったのが今年度、28年度の最初で上向いてきていると、少し動きが出始めてきたというところがございます。それは教員の授業自身が、徐々に変わってきているというところの一つのあらわれでもあろうと思います。だから、そういう意味ではこれから、さらに子供たちの学力という面では、上ってくるものではないかと期待もしておるところでございます。

◎池脇委員 こういうデータの結果が出る場合には、その試験を受ける生徒たちの学力、もともと持っている部分が出る場合がありますよね。非常に荒れている子供たちが多く、そのときにはデータは余り上がらないわけですね。ですから、子供たちの学力は、もともと持っているものがある程度出てくるといふ側面もあると思うんですね。しかし、大切なのは、学校現場として確かに学力を伸ばしていつている、例えば授業の工夫とかそういうものが定着してきて、先生方の意識も定着してきて、こういう授業を積み重ねていくことによって、この分野の学力は上げることができるんだというものが蓄積されてきていて、それがこういうデータに上がってきているかどうかという分析は難しいと思うんですけど

ども、それがなかったら、現場で責任持って学力を上げていっていますよということとはなかなか言い切れないんじゃないかと思うんですが、そのあたりの部分はどのように捉えられておるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 一つ一つの学校を訪問して、特に指導主事等が訪問して状況を見てきております。その中でやはり学校も、やってもやっても結果が出ないというところで苦しんでいたところもあります。ただ、そこで結果が出て、僕たちがやっていたのはこれでよかったんだと自信を持ってきている学校がふえてきているということは報告として聞いております。そういう意味では、これからも結果が出ていくんじゃないかなと考えておるところです。

◎池脇委員 ちょっと検証しておかなくちゃいけないことは、この24年から27年までの4年間、中学校はほとんど伸びがないんですよ。何に原因があるのかという部分を検証しておかないといけないと思うんですね。そして、今回少し上がりました。だから、それが上がった原因は何なのか、そのあたりの分析はどのようにされておるんですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 県全体の中で客観的数値として、こう方法が変わったんで、この結果が出たということ客観的数値としては捉まえておりません。ただ、やはり指導主事の訪問であったり、そして学校経営アドバイザー、こういった者の訪問の中で一つ一つの学校の授業の変化というものを総合的に集計して、そして授業が変わってきていると、例えば放課後学習支援等の取り組みも変わってきているというところを、報告として我々のほうは聞いておるところでございます。

◎池脇委員 小学校は停滞時期がないんですよ、ちょっと下がっても、また明るくなる年上がっているという。ところが、中学校で4年間も停滞しているということには、何か原因があるはずなんですよ、それは何なのかということをしっかりつかまないといけないと思うんですね、この時期何があったのかと。そこは、しっかり今からでも分析をしていただければいいと思います。その原因をつかまないと、同じようにこの全国学テをやっていて、小学校の体制はしっかりできてきているから、多少の波があっても上向いて出てきている。これは先生方の意識も、学校としての体制も、ある意味では、形が固まりつつあるのかなというのは見えるんですけども、中学校がこういう状況で4年間も停滞している。今回上がったとしても、次に来年度上がるかというのは見えないですね。ですから、何が中学校に原因があるのかというので、やっばし24年のところまでさかのぼりまして、ここが頭打ちになっているのかという部分ですよ。この踊り場のところをきちっとつかまえていないと中学校の学力は、これから伸ばしていくというのは期待が持てないんじゃないかなと思いますんで、ぜひ分析して体制を整えていただきたいと、要請をしておきたいと思います。

◎依光副委員長 先ほど池脇委員からあった中学生がなかなか伸びにくいという話ですけ

れど、自分も4年前にも総務委員会でこの話をしていて、これはなかなか難しいなと思うんです。

今回の調査を含めて自分が感じるのは、学校経営と学力の関係というのが、先ほどもありましたけれど、学校ごとのものがなかなか見えないんです。自分の仮説なので、プロの皆さんはどうお感じになるかわからんですけれど、学校経営というのがうまくいったら学力は伸びるんだろうとあっていて、例えば民間企業であったら、お客さんの満足度を上げるのか、従業員の満足度上げるのかというのがあって、経営というのは両方上げるといときに、高知県の経営者とかは、従業員満足度を上げたら自然と売り上げも上がっていくと。そういう意味で言うたら、学校経営の中で学校の先生たちの職場環境がよくなれば、生徒にも波及するということも考えられるし、あとは地域との関係とかそういうのも含めて、やっぱり中学生って自分も見ていて、なかなか難しい年ごろで反発もしたいというようなどころもあると思うんです。

その中で、学校経営と学力の関係がもし正しいのであれば、その学校経営のやり方をですよね、テストがうまくいかなかったからどうするんだどうするんだって追い込まれていくと、やっぱり学校自体の雰囲気先生方も悪くなると思うんです。やっぱり勉強って、基礎学力はトレーニングでいいと思うんですけれど、それから先は自分でやる気になるかということやと思うんです。だからある意味、中学生になったらやる気になるようにですよね、勉強がわかっておもしろくなったら学校が楽しくなって、うまく回っていくと思うし、部活がヒントになるのか、地域のおじいちゃん、おばあちゃんと接する中で、褒められて何かやってみようと思うのか、それはわかりませんが、ただ、多分これから考えんといかんのは、学校経営と学力の関係がどうなっているのかというのはなかなか分析難しいと思うし、香美市は多分いい学校はいいんやろうなと思いつつながら、例えば大栃とかってすごい学力上がっているなと思うけれど、なかなか公表できん。それは何でかと言ったら、人数が少な過ぎて、公表すると何かいろいろあるからといって、だからそういうのもあるんですけれど、教育委員会の中では多分データはあると思うんで、そこをもうちょっと分析したら何かヒントが生まれるのかなと思います。

◎長岡参事兼小中学校課長 当然、学校経営がうまくいっている学校というのは、学力も高くなってくると思います。実際、学校経営アドバイザー等が各事務所に派遣されておりまして、これが一つ一つの学校を回って、その学校経営というものをアドバイスしてきているということではございます。ただ言えるのは、やはり教員の中にも達成感といいますか、お互いみんなが力を合わせて頑張ってここまで目標を達成したと、そういうような達成感、やった感の中に、学校がチーム化していく、それがひいては子供たちにも影響していくもんだと思っています。なお、学校経営については我々のほうも支援を行っていきたいと思っています。

◎米田委員 処分のことですけれど、免職処分と停職処分の違い、基準は。これは1リットル中の呼気の量で決めるんですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 これは過去の事案等を見ましても、飲酒をしてすぐに、例えば時間を置かずに車を運転したといった場合には、基本的に免職処分になっております。一定自宅等において睡眠時間をとって、自分の中にアルコールが残っていないだろうと自分が判断される場合でも、実際アルコールが残っていたといったような場合には、これまでにおいても、停職といったようなところがございました。

◎米田委員 この文書を見ますけれど、ちょっと違和感いろいろ感じるんですよね、確かに先生が仕事を持って帰られてということで風呂敷残業、いわゆる家庭で実際しているという実態も出てきているんですけれど、例えば朝出発10分ばあおくれたということで早う行かにかいかんよという、そういう思考を持った先生が4時間もビール飲みながら仕事してですよ、さあ寝ようとなって、あしたのやらかいかん仕事を思い出して、わざわざまた起きてきてやるわけですね。この人の性格、この言っていることからしたら、極めて計画性がないわけよね。だから、私は率直に言って、この本人の弁明なり、いろんなお話しされている中身が本当に信頼できる中身なのかという、不安、不信を感じるんですよ。

当事者とは誰が、どういう体制でお話を聞かれてきたのか、お聞きしたいですが。

◎長岡参事兼小中学校課長 この当事者と話をして事情聴取をするというのは、主には職務監督権のある市町村教育委員会の人事担当者が直接やりとりを行って来ると。その中で県に報告があって、県としてはここがまだわかりませんねといったものを、担当者に返してというような形になっております。

◎米田委員 誰が聞いても、もっとリアルな実態がわかるように聴取してもらいたいと思うんですよ。12時から起きて1時ごろまでビール2本飲んじゅうんですよ。その前4時間、六、七本というて本人言っているわけよね。本当に六、七本で済んでいるのかと、本当に真実を先生語っているかということをやわらざるを得んのですよね。

彼は恐らく、日常アルコールに親しんでいる方だと思うんです、これだけ見てもね。ですから、本当にその人の健康のことも含めきちっと対処しないと、先生自身が壊れてしまふし、健康上の問題もあると思うんで、私はもっと真剣に市町村が対応するならするで構いませんけれど、誰が聞いても、これはということで納得できるようなことをしないと、1年停職するわけですが、これからのことを考えても、本当に本人のためになるのかと、再出発できるのか、立ち直りできるのかという心配をするんですが、どんなですかね。

◎長岡参事兼小中学校課長 まず、このときのアルコール量ですけれども、どれだけ飲んだかということについては、南国警察署が自宅まで行って、空き缶の量とかを調査しています。そういう意味では、本人が述べたアルコール、飲酒した量というのは間違いはないだ

ろうと警察のほうも言っているところです。委員が言われましたように、やはりこの人間につきましては、ふだんからお酒を飲むということはあったようです。ただ、これだけの遅い時間に飲むということはなかったと。そこは、ただ本人の弁ですので、そこまで確認はできておりません。ただ、言えるのは委員がおっしゃったように、これは決して許されるようなことではない。一步間違えば、子供たちの通学の列に当たるということもあるわけですので、やはり我々としても、厳しくこのことについては追及し、指導もしていきたいと考えております。

◎池脇委員 ちょっと気になることが、1つは、この方は4時50分ぐらいに起きて朝倉中学校に通うわけですよ、通勤時間がこれから見ると2時間ぐらいかかるかなと、帰宅も7時ごろってなっていますから、そうすると5時に終わったとしても2時間ぐらいかけて帰っているのかなと。

本来は、学校の先生って学校の近くに宿舎があって、そういう形態でかつてはあったんだけど、今はもう先生方の御事情で自宅を構えられたら、自動車通勤するという形になっていますんで、そうすると通勤時間帯というのは、こういう勤務先によってはかなり時間をとられる。その上に多忙化の問題がある等、重なってきているということになると、ちょっと通勤時間の上限というものも考えなくちゃいけないんじゃないかなと。だから自宅通勤ではなくて、一定の時間を超えるような通勤時間が必要であるならば、やっぱり学校の近くの官舎に住んでいただくということも考えていかないと、こんな事態というのは起きてくるのではないかなとは思いますが、その点はいかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 各御家庭の事情はあると思いますけれども、我々としても、できるだけ学校の近くに住んでいただきたいという思いは持っております。ただ、それについて確実にこうしてくださいということはなかなか言えるものではありませんので、非常に難しいところはあります。この教諭につきましては、40分ぐらいが通勤時間になっております。

それから、朝早かったというのは、生徒の家庭訪問をする予定であったということでございます。

◎池脇委員 生徒の家庭訪問をするのに、夜中の1時ぐらいまでお酒飲んでいたら、朝から酒のにおいをさせて生徒指導というのはちょっと問題がありますよね、この先生の意識の問題がね。

◎桑名委員長 この1年ですね、本当に不祥事が相次いだ1年です。これは教育委員会もそうですし、県庁内でも、知事部局でも多かった1年でございました。これは綱紀肅正、本当に公務員としての役割、務めというものをもう一度認識して取り組んでもらいたいと思います。

以上で、質疑を終わります。

次に、須崎総合高等学校（高吾地域拠点校）の新通学路兼避難路の整備について、高等学校課の説明を求めます。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 高等学校再編振興担当企画監坂本でございます。

報告事項の赤の高等学校課のインデックスをおあげください。須崎総合高等学校の新通学路兼避難路の整備について御説明させていただきます。

須崎工業高校と須崎高等学校の統合校であります須崎総合高等学校は、平成26年10月に策定いたしました再編振興計画前期実施計画の中で、アンダーラインにございますように、津波などの災害時には地域の避難路としても活用できる通学路の整備を行うことも検討することとしております。

これは、次の資料の事業目的にございますように、統合による生徒増に伴います通学時の交通安全対策や災害発生の際の早期の学校再開のための新しい通学路になるとともに、須崎市民にとりましては、避難路及び被災後の避難所運営のための輸送路としても活用できる市道となりますことから、今後、須崎市と県で協力して事業を進めていきたいと考えております。

平成27年度に県が実施しました概要調査によります整備検討エリアとしまして、下の地図の赤の点線の範囲の中で津波浸水予想区域、L2でございますが、の区域外となります市道または県道から上り口を設けまして、須崎工業高校の正門に至るルートを検討しております。その横の枠の参考にございますように、現在の須崎工業高校の敷地は標高約40メートルの高台にあります。須崎市が現在、学校のグラウンドを避難場所に、それから体育館と格技場を避難所に指定しております。

現在の須崎工業高校への通学路としましては、須崎市役所前を通る県道、旧国道でございますが、そこから学校に至る幾つかのルートを経まして、現通学路というふうに書いております黒い線の道路を徒歩、それからバイク通学の生徒、それから教員の車がここを通り、学校に至るルートが主なものとなっております。なお、自転車通学の生徒は、途中、自転車置き場がございまして、そこに自転車を置きまして、この通学路を徒歩で上がるということになっております。

それから、学校の北側に新しい通学路ができますと、統合後のバイク通学の生徒とそれから教員の車がこの新しい通学路を通行すると。それから徒歩と、先ほど申しました自転車の生徒は途中徒歩になりますが、原則、この通学路を通るということで、交通手段によりまして経路を分けて生徒の通学時の安全性を確保したいと考えております。

それから、資料右上の概算工事費ですが、概要調査ではルートによって、約5億7,000万円から7億3,000万円という結果が出ております。

それから、費用負担の考え方でございますけれど、須崎市の市道事業として緊急防災・

減災事業債などの国の事業を活用していただくことで、市の実質負担分となります3割分、それを今後できた後の通学路として日々活用します県が、市の費用負担が発生した翌年度に補助していくという予定でございます。これは、過去に県が行いました津波避難対策等加速化交付金と同様の支援制度となっております。

今後の予定としまして、県と市で今後の進め方を文書で確認しました後に、周辺住民、それから両校のPTA、同窓会の皆様などから新しい通学路の整備に対する強い要望が出ておりましたこともありまして、来月、周辺住民の皆様などに新しい通学路の整備方針について御説明したいと考えております。

整備スケジュールとしましては、今後、須崎市と協議しましてルートを決めた後に、事業に入るための調査の住民説明会、それから詳細設計、用地測量、用地買収といったことを経まして、予定としましては平成33年度ごろから35年度にかけてまして工事を行いまして、35年度の完成を目指したいと考えております。来年度に向けまして、県市とも予算の計上はございませんけれども、将来的に県の負担が発生しますことと、それから先ほど申しました来月開催予定の住民説明会で整備方針を説明させていただきたいと思っておりますので、本日御説明させていただいたものでございます。

なお、須崎市も同じ資料によりまして先週の9日に、市議会の全議員によります全員協議会という場で説明しましたところ、特段の異論はなかったと聞いております。県議会の皆様には、今後予算が必要となった段階で改めて御説明させていただきたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 1つは、この概算工事費のところでは5億7,000万円から7億3,000万円という幅が広いですが、この括弧の委託業務からというて書いてありますが、どういうコースがあるかというのを、後で構いませんが、資料をいただきたいのと。

それと、非常に勾配がきついというのものもあるかもしれませんが、工事費の単価としては、通常の道路事業と比べて非常に高いんじゃないかと。これ1メートル200万円前後すると思うんです。どうしてこんなになるんですかね。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 米田委員おっしゃるように、中山間地域の県道を土木部に聞きますと、工事費は大体100万円から200万円程度と聞いておりますので、若干高目になっております。その要因としまして、山を縫っていくことで、1つは切り土が多く出ます。その処理費があるということ。それからもう一点、この須崎工業高校の敷地、黄色くなっておところがグラウンドでございますが、そこが両側の山を削り取って埋め立てたのがこのグラウンドの中央部になっております。その北側の斜面を、そこ県有地でございますが、そこを至って正門に至るルートを考えております。そこが軟弱地盤

ということで、その軟弱地盤対策としまして、ここの概要調査を行ったコンサルタントの案では軽量発泡スチロール、強化した発泡スチロールを積み重ねて、その過重を下げるといいう工法をとりまして若干高目になっております。

◎米田委員 事前の説明のときには家屋、建物にも道がかかりそうなどという話も聞いていますが、そういう費用、補償費、それから用地の補償費含めたら、どれぐらいになるんですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 用地補償費につきましては、まだこの概要調査では入っておりません。括弧用地報償費除くとなっておりますが、そこの試算はまだちょっとできておりません。

◎米田委員 恐らく、大体ルートは特定されていますからね、勾配も大体これくらいと言っていますので、ぜひトータルの工事費も事前に明らかにすべきだと私は思うんですけれどもね。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 工事費が5億7,000万円から7億3,000万円と申しますのは、先ほども申しましたように、3ルートがございまして、それで一番安いルートが5億7,000万円、それから真ん中の6億8,000万円程度、7億3,000万円といった経費から、こういった表示をさせていただいております。

ルートを今お示ししていないのは、今後の対地権者の交渉などもございまして、点線の中の枠という説明をさせていただいております。御了承いただけたらと思います。

◎米田委員 それとL2の浸水しない区域ということですが、道はあってもそこへ行くには、浸水とかで住民の方が実際はそこへ寄れないと、水が引いたら通れるかもしれんけれど、というところではないわけですね、もう基本的には浸水しない。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 今、L2の想定区域が、ここの地図で言いますと県道上分多ノ郷線という表示がございまして。このあたりから左半分までは浸水区域外となっております。そこから、このずっと須崎市道と書いておりますトンネルを通過して下に行きますと、中央インターに参りますが、それから左上に行きますと梶原方面ということで、このあたりは区域外です。で、想定されます津波が来たときは、例えば愛媛回りから物資を運ぶとか、そちらに病人を運ぶとかということは可能だと思います。

それから、もう一つつけ加えますと、100年に1度と想定されておりますL1であっても、ここの今の県道から、それから今の通学路に至る半分ぐらいまでが津波区域と想定されておりますので、その際にもこの道は活用できると考えております。

◎米田委員 地元の説明会も間もなくやられるということですので、ぜひ住民の皆さんの意見もよく聞いて、合意も得ながら進めていただきたいと思います。要請しておきたいと思っております。

◎横山委員 先ほど米田委員からもあったように、私もその工事費の件とか、メーター数

に対して多いなというのは考えていたんですけど、先ほどの説明でよくわかりました。

切り土をやって、盛り土やっていって、ほんで軽量盛り土してということなんでしょうけれども、やはりこれくらいの金額がのってくると、いろんな発注方式であったり工期の設定、またさまざまな受注者と発注者、そして設計ですよね、この3者協議を今やっていますけれど、かなり綿密にやって早期に完成するということが多分重要やと思うんです。後々で、当初と設計がちょっとというのがよく見受けられますけれど、それはそれで仕方がない部分もあると思うんですけども、いち早く完成させることが重要やと思うんで、かなり発注方式であったり工期の設定というのを綿密にやっていっていただきたいなということを要請しておきます。

◎桑名委員長 延べ3日間にわたる審議でございました。お疲れさまです。私も、学校の先生とか保母さん、幼稚園の先生なんかからいろんなお話を聞くときに、県から国から、どんどんあれやれこれやれということで大変だ大変だという声は実際聞こえてきます。ただ、私いつもそのとき言うのは、その大変さがあって、今全国学テも始めたとき、あと全国体力テストもそうなんですけれども、確実に向上しているという、そのことに対する喜びというか、今皆さん方が多忙感と言っているけれども、実績はしっかり伸びているところを、先ほど長岡課長も言いましたけれども、みんなで分かち合えるような、それがまた教育委員会の大きな仕事だと思うんですね。仕事をやらすだけではなくて、達成した、そのときには一つずつ喜びを確かめ合っていくという、それがまた学校経営にもつながっていくと思いますので、ここで緩めたら、また落ちると思います。あと5年、10年はまだまだぎりぎりやらないと、教育というものは百年の大計と言われるぐらい大きなものでございますので、しっかり努めていただきたいと思います。

以上で教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎桑名委員長 次に、警察本部について行います。

最初に、議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は会計課長等に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎上野警察本部長 総括説明に先立ちまして、高知署新庁舎の開署予定時期のおくれについて御説明申し上げます。

現在、高知署の新築工事に向けて実施設計を行っている段階ですが、平成29年度予算編成過程で積算の誤りなどにより総事業費が、当初の予定と比較して大幅に増額となることが判明いたしました。このため、総事業費について大幅に見直しを行うこととし、これに伴って現在行っている実施設計期間を延長する必要があるほか、新庁舎新築工事の着手におくれが生じるため、開署予定時期が平成33年2月から平成34年2月になる見込み

となりました。このような事態を発生させてしまい、委員の皆様を初め県民の皆様に深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今回の事案は、担当者が積算を誤ったことに加えまして、それを幹部がチェックできなかったことが原因であります。今後は、組織内のチェック体制をさらに強化するとともに、職員一人一人の公金意識の醸成を図るなど再発防止策を徹底し、県民の皆様からの信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回実施設計の期間を延長する必要がある、そのための補正予算と明許繰り越しをお願いさせていただいております。詳細については後ほど会計課長に説明をさせます。

それでは、警察本部提出の予算議案2件及び条例議案3件の計5件について総括して御説明を申し上げます。

最初に、議案第1号平成29年度高知県一般会計予算について御説明をいたします。

お手元の青色の警察本部のインデックスの入った警察本部の説明資料という横向きの資料ですが、これの1ページ目の平成29年度当初予算施策体系と、こちらのほうを開いていただけますでしょうか。

この予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える警察を確立し、県民が安全・安心を実感できる高知県を県民とともに実現するため、平成29年の警察運営指針を高知県の安全・安心を守る強く優しい警察と掲げまして、7つの重点目標の達成に向け各種施策の推進を図ることを基本方針といたしました。

今回、人件費を除く物件費は約53億9,700万円で、前年と比較して約5,700万円、1%の減額となっております。これは、来年度事業の警察無線移動通信システムの高度化更新や全国農業担い手サミットに伴う警衛警備対策費等が増額した一方で、今年度に終了する道路交通法改正に伴う総合運転者管理システム改修や中村署の職員宿舍の大規模改修等が減額したことによるものです。

続きまして、お手元の資料の①高知県議会定例会議案（当初予算）、これの5ページをお開きいただけますでしょうか。

平成29年度の当初予算見込み額は、右上のほうの14警察費の欄に記載のとおり、総額で215億2,975万円、うち警察総務費が184億5,000万円余り、警察活動費が30億7,000万円余り、主要な事業といたしましては、先ほども述べましたが、警察無線移動通信システムの高度化更新、全国農業担い手サミットに伴う警衛警備対策、そして南海トラフ地震対策、こういったものがあります。

続いて、先ほどの資料①の16ページをお開きいただけますでしょうか。

下から3つ目に、南国警察署香美警察庁舎建設事業費、それから一番下に航空隊基地整備事業費、この3件の債務負担行為をお願いいたしております。

以上が来年度予算でございます。

次に、議案の第23号平成28年度高知県一般会計補正予算について御説明いたします。

今度は、お手元の資料の③高知県議会定例会議案（補正予算）のほうですが、この5ページをお開きいただけますでしょうか。

今議会でお願ひする補正予算の見込み額、資料の左下に14警察費の欄の2つ目のところの欄にあります、2億8,556万4,000円の減額の補正になります。この補正の内容は高知署庁舎新築実施設計委託料の増額のほか、国庫補助金の交付が見込みを下回ったことや各事業の契約差金などによる減額ということになっております。

それから、繰越明許費の補正について御説明いたします。

同じ資料の9ページになります。

やはり資料の左下のところに、14警察費という欄に記載してございますが、庁舎等整備費1億5,776万7,000円、これの繰越明許費補正をお願いいたすものでございます。

29年度予算及び28年度補正予算の事業内容の詳細については、後ほど会計課長から説明をさせます。

次に、議案第45号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案のうち、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について御説明いたします。

お手元の資料⑤、高知県議会定例会議案（条例その他）になります。この資料の14ページ以下に条例議案があるんですが、その18ページの下から8行目以下ですが、第4条のところをごらんいただけますでしょうか。

この議案は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例において、介護休暇の分割取得や新たに介護時間の制度を設けるなど必要な改正をしようとするものです。具体的な内容につきましては、総務部等からの説明と同様になりますので、重ねての説明は省略させていただきます。

次に、議案第56号高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

お手元の資料⑥の高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の8ページをお開きください。

本議案は、警察法施行令に規定されている地方警察官の定員が一部改正されることに伴い、警察官の階級別定員を改めようとするものです。これも詳細につきましては、後ほど警務部長から説明をさせます。

最後に、議案第57号高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案について御説明します。

資料は同じく⑥の8ページでございます。

本議案は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い同法の引用規定の整理、いわゆる項ずれでございますが、この項ずれの整理をしようとするものであります。

す。詳細については後ほど生活安全部長から説明をさせます。

私からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 次に、会計課長の説明を求めます。

◎川村警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元資料の②平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づきまして、順次項目を追いながら、主要な事業や経費の大きなものについて重点的に説明させていただきます。

660ページ、公安委員会予算総括表をお開きください。

平成29年度当初予算見込み額は215億2,975万円で、前年度比3億1,253万2,000円、1.4%の減額であります。性質別内訳では、人件費が161億3,279万6,000円で、2億5,555万2,000円、1.6%の減、物件費は53億9,695万4,000円で、5,698万円、1.0%の減となっております。

それでは、項目に従いまして御説明させていただきます。

まず、歳入予算からです。

資料の661ページをごらんください。

款7分担金及び負担金は2,640万円で、660万円、33.3%の増額となっております。これは、高知市へ派遣しております職員を現在の3名から1名増員いたしまして、給料等の負担金を4名分として見込んだものであります。

次の款8使用料及び手数料は8億4,127万6,000円で、1,880万5,000円、2.2%の減額となっております。これは、運転免許証更新予定者や自動車保管場所証明書等交付申請者の減少を見込んだものであります。

続いて、663ページをお開きください。

款9国庫支出金は3億9,973万8,000円で、4,911万3,000円、10.9%の減額となっております。要因は、交通安全施設整備を行うための国交省からの補助金の減少に伴うものであります。

款10財産収入は1億4,072万9,000円で、704万円、5.3%の増額となっております。これは、警察職員宿舍貸付料の単価改定による増を見込んだものであります。

664ページをお開きください。

款14諸収入は1億3,917万7,000円で、961万9,000円、6.5%の減額となっております。これは、放置駐車違反金収入の減少傾向を見込んだことが主な要因であります。

続きまして、665ページをごらんください。

ここからは、歳出予算について御説明させていただきます。

最初に、項1警察総務費、目1公安委員会費ですが、予算見込み額は5億4,601万5,000円で、右の説明欄に記載のとおり、1公安委員会運営費から次の666ページの3安全運転講習費までの3つの細目事業がその内訳となっております。

1 公安委員会運営費の予算見込み額は2,180万5,000円で、その内容は公安委員会委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や射撃技能等講習の委託などに要する経費であります。

次に、2 自動車運転免許費の2億6,084万1,000円と3 安全運転講習費の2億6,336万9,000円は、運転免許証の取得、更新及び安全運転管理者の講習に要する費用であります。この中には、本年3月12日施行の改正道路交通法により高齢者運転者対策といたしまして、75歳以上の運転者の認知機能が低下したときに起こりやすい違反行為をしたときに実施いたします臨時認知機能検査や臨時高齢者講習に要する経費などが含まれております。

次に、667ページ、目2 警察本部費をごらんください。予算見込み額は169億2,847万1,000円で、前年度比2億6,944万7,000円の減額となっております。右説明欄、1人件費は161億3,279万6,000円で2億5,555万2,000円の減額であります。減額の主な要因は、職員の新陳代謝、共済費負担金の率の変更によるものです。

次の2 一般運営費は、警察業務を運営していくための義務的経費であり、予算見込み額は6億9,739万6,000円で、1,265万5,000円の減額であります。これは、上から3つ目にあります電算処理システム修正等委託料の減が主な要因となっております。

668ページをお開きください。

上から3つ目の事務費6億4,836万円は、非常勤職員や臨時職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン、サーバー等の機器リース料などであります。

事務費の下、3 職員被服費の5,909万6,000円は、警察官の制服などに要する経費であります。

4 職員福利厚生費の3,918万3,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊健診などに要する費用であります。

次に、目3 施設整備費をごらんください。予算見込み額は9億7,796万6,000円で、前年比1億9,032万9,000円、16.3%の減額になっておりますが、これは中村警察署職員宿舎の大規模改修等の終了が主な要因であります。説明欄、1 警察署再編整備費は1億7,682万6,000円で、事業内容は南国警察署香美警察庁舎新築工事と旧南国署の解体設計等であります。現在の香美警察庁舎は、昭和41年度建築の非耐震の建物で老朽化が著しいことから、現庁舎敷地内の駐車場の位置に木造2階建ての庁舎の新築を計画しております。平成28年度に実施設計等を行い、平成29年度から2カ年計画により新庁舎建設及び旧庁舎解体並びに駐車場整備工事を行う予定であり、順調に工事が進みますと新庁舎完成は平成30年6月ころを見込んでおります。

次の2 庁舎等整備費は5億9,485万4,000円で、事業内容は高知警察署下知交番及び機動隊車庫の新築や須崎警察署空調設備の改修のほか、女性警察職員の執務環境改善のため、

交番2カ所への女性宿直室等整備などであります。なお、駐在所の整備は南国署下分駐在所及び佐川警察署大崎駐在所の新築設計を行うこととし、工事は平成30年度に実施したいと考えております。

669ページの3施設維持管理費は2億628万6,000円で、警察施設の点検・清掃委託料や維持管理修繕に要する費用となっております。

続きまして、項2警察活動費、目1活動費をごらんください。予算見込み額は18億7,645万2,000円で、2億7,092万8,000円、16.9%の増額となっております。この要因は、警察無線システムの高度化更新や全国農業担い手サミットに伴う警衛警備対策費の増額によるものであります。

670ページの節区分欄、上の端の(8)報償費2,800万6,000円の中には、捜査用報償費が総額で前年度と同額の1,500万円が含まれております。

669ページに戻りまして、右説明欄、1つ目の細目事業1一般行政費は2億4,702万円で、656万8,000円、2.7%の増額であります。主な事業は、670ページにかけての説明欄に記載のとおり、被留置者の処遇費、犯罪被害者に対する支援費、警察電話の維持費及び職員の採用や教養に要する費用となっております。

670ページ中ほどの事務費の中には、県が推進しております外国客船の誘致などに伴う訪日外国人の増加に対応し、外国人とのコミュニケーション活動の円滑化や各種取扱事案への速やかな対応を図るため、全警察署等へ音声翻訳アプリ搭載のタブレット端末を18台導入する経費で、116万3,000円が含まれております。

次の細目2警察装備費は3億5,458万円で、2,422万2,000円、7.3%の増額となっております。これは、高知南警察署に配備しております警備艇たけよりの法定検査費の増が主な要因であります。予算の内容は、ヘリコプター、警察車両、警備艇の維持管理等に要する費用であります。なお、警備艇たけよりは、平成8年に新船で配備後20年の耐用年数を経過し老朽化していたところ、本年3月に警察庁の警察用船舶合理化の一環といたしまして、平成12年2月建造の山口県で使用していたものが配置がえとなっております。説明欄下から5つ目に記載の車両購入費1,155万3,000円は、パトカー、警護用車両、白バイ各1台など、全て減耗更新による経費でございます。

次の細目3生活安全対策費は7億9,941万1,000円で、2億5,679万2,000円、47.3%の増額であります。この細目の主な内容は、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金、警察無線システムの高度化更新、南海トラフ地震対策及び全国農業担い手サミットに伴う警衛警備対策などとなっております。

次に、生活安全対策費の主な事業について説明させていただきます。

最初に、街頭防犯カメラ等設置支援事業補助金についてであります。平成23年度に制度を創設以来、平成27年度までに65台の設置に補助金を交付しております。本年度も現時

点で30台の設置に補助金を交付する予定であるなど、事業内容も浸透いたしまして、自治体等からの要望が増加している状況にあります。平成29年度も、これらの要望や県内全域へのさらなる設置普及を見込み、本年度と同数である30台分の補助金862万5,000円を見積もっております。

次に、警察無線システムの高度化更新についてであります。これは、国費で整備されております警察無線が次世代システムに高度化更新されることに伴い、国からの配分予定台数だけでは不足する229台、1億7,511万3,000円について、県費で整備をお願いするものであります。次世代システムは平成29年度から、まず四国で運用を開始し、以後、段階的に全国警察に整備されることとなっております。高度化更新の内容といたしましては、耐災害性にすぐれ、警察自営網と最新技術を活用した民間の携帯電話通信網の併用によりまして通信エリア品質の改善がなされるほか、各種照会機能アプリを使ったグループ間通話が可能となるなど、第一線警察活動を支えるものとなっております。

また、南海トラフ地震発生時の警察無線の混雑や電話網が寸断した場合でも、警察電話等への発信が可能となるほか、撮影したライブ映像を警察部内や他の行政機関へ送信するなど、初動警察の強化だけではなく、災害警備活動にも不可欠な機能が付加されております。警察官の災害対処能力のさらなる向上につながるものであります。

次に、南海トラフ地震対策では、中国・四国管区合同広域緊急援助隊等災害警備訓練を、来年度は本県で開催する予定となっております。地震対策は県民の生命を守るために何よりも重要で、警察は災害発生時の救助、他の県警の応援も得ながら迅速に行う必要があります。中国・四国管区の9県警では相互援助のための訓練を、各県持ち回りで毎年開催しております。訓練内容は、救出救助訓練、通信機器設営、映像伝送訓練、自活訓練などを予定しており、会場設営等に要する経費として337万1,000円を見積もっております。

次に、警衛警備対策費についてであります。本年秋に開催される予定の第20回全国農業担い手サミットinこうちには、皇太子、同妃両殿下の御臨席が見込まれております。両殿下の御身の安全確保と歓送迎者の雑踏における事故防止を図るため、大規模な警衛警備を実施する必要がありますが、本県における大規模警衛警備は平成14年よさこい高知国体以来約15年ぶりで、県警職員の約6割が未経験であるなど課題も幾つかある中での警衛警備となります。

最近の警衛警備は、以前の制服警察官が目立つものとは異なり、皇室と国民との親和を妨げないソフトな警備がより一層強く求められており、警備対策は非常に難しくなっております。現時点では、今回の行啓に関して詳細な行程が未確定でありますことから、高知市内を中心に1時間程度で移動できる範囲内、2,000人規模の大規模警衛警備体制、最大の想定により各行啓先へのカメラ設置や映像回線、レンタカーなどの経費といたしまして1億43万3,000円を見積もっております。

なお、下の端の生活安全活動費の中には、いじめなどの問題行動の防止活動に従事するスクールサポーターの非常勤職員報酬のほか、南海トラフ地震対策の装備資機材、備蓄品の整備費用などが含まれております。

次の細目4犯罪捜査費は2億4,640万3,000円で、898万6,000円、3.8%の増額であります。

ページをめくっていただき、672ページの説明欄上から2つ目の犯罪取締費2億2,614万3,000円の中には、取り調べ録画の制度化に向けて録音録画装置の整備などが含まれております。

細目事業最後の5交通警察費は2億2,903万8,000円で、2,564万円、10.1%の減額となっております。これは、高齢者交通安全支援隊事業及び交通事故情報管理システムの改修の終了が主な要因となっております。平成26年度から外部委託事業として量販店などで高齢者を中心として、県民に広く交通安全を呼びかける活動を実施した高齢者交通安全支援隊事業につきましては、3年間の活動により、一定幅広く県民に対して広報啓発を行うことができました。来年度は、より専門的知識、技能を持ちました高齢者交通安全アドバイザーによる高齢者宅への戸別訪問指導や交通安全教室に重点を置いた活動に啓発、注意喚起を加え、高齢者運転の運転免許制度の改正にあわせ、県や市町村と連携を強化してまいります。また、中高生の自転車マナーや安全意識の向上につきましては、スケアードストレート教育技法による模擬交通事故の実演教室を継続してまいります。

下から3つ目の電算処理システム開発等委託料は、平成18年度から導入しています放置駐車違反管理システムが老朽化し、サポートも切れている状況にあることから、機器のリース期間満了に伴う更新にあわせてシステムの更新を図るものであります。

説明欄の下の端、交通指導取締費9,841万6,000円は、取り締まり資機材や各種システムの賃貸料に要する費用であります。

次に、目2交通安全施設整備費について御説明させていただきます。予算見込み額は12億84万6,000円で、前年度比5,005万8,000円、4.3%の増額であります。右説明欄、1交通安全施設整備費は7億2,222万2,000円で、4,382万5,000円、6.5%の増額となっております。主な事業は、交通管制システムの一部更新、交通信号機の新設を5カ所、老朽化した信号機の更新を77カ所予定しているほか、災害発生時の避難路、緊急輸送道路の機能確保対策として非常用電源の設置を24カ所、老朽化したコンクリート柱の更新を27本、その他高齢者交通安全対策事業といたしまして音声誘導つき押しボタン信号機の設置などとなっております。

次の2交通安全施設維持管理費4億7,862万4,000円は、交通信号機などの保守委託や道路標識、標示の補修工事に要する費用であり、最後に記載しております維持管理費2億6,094万6,000円には交通信号機の電気料、専用回線料などが含まれております。

続きまして、債務負担行為について御説明させていただきます。

資料の674ページをお開きください。

表に記載の3つの事業について債務負担行為をお願いするものであります。

まず、1つ目の南国警察署香美警察庁舎建設事業は、先ほど説明させていただきました新庁舎建築工事等に要する費用であります。

2つ目の警察本部庁舎電源装置賃借料は、停電時に非常用発電装置が起動するまでの間、各執務室の非常用コンセントや科学捜査研究所の鑑定機器等に電源を安定供給するため、無停電電源装置を10年リースにより更新するものであります。

3つ目の航空隊基地整備事業は、県危機管理部が進めております航空隊基地新築等工事におきまして、外構工事等に要する警察本部の案分費用となっております。さまざまな要件を満たすために当初の予定から工事がおくれています。外構工事の完成及び新基地での運用開始を平成29年内に予定しており、旧基地解体・復旧の完成が平成30年度にかかることから、債務負担行為をお願いするものであります。

続きまして、お手元の資料④平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づき御説明をさせていただきます。

328ページをお開きください。

今回の補正予算見込み額は、公安委員会補正予算総括表に記載のとおり、総額で2億8,556万4,000円の減額補正であります。

まず、歳入予算から御説明します。

329ページをごらんください。

款8使用料及び手数料、款9国庫支出金及び款14諸収入、いずれも講習受講者や国の補助金交付決定額の減など、当初の歳入見込みを下回ったことによる減額であります。

続きまして、歳出予算について御説明します。

資料は331ページから334ページになります。

増額をお願いいたしますのは、332ページの中ほど、2庁舎等整備費の一番上の設計等委託料であります。これは、高知警察署庁舎新築実施設計の見直しに要する6,380万7,000円のうち、既決予算で賄えない3,676万4,000円をお願いするものであります。

青色の警察本部のインデックスを張りました警察本部説明資料の2ページ目をお開きください。

高知警察署新庁舎の開署予定時期のおくれについて、資料に基づいて御説明させていただきます。

1に概要を記載しておりますが、本部長の説明と重複いたしますので、2、総事業費の見直し内容から御説明させていただきます。

まず、表の（A）の欄をごらんください。平成27年度予算成立時の総事業費は61億

6,000万円を見込んでいたところ、平成29年度予算要求時（B）欄の総事業費は77億6,000万円と、当初の予定と比較いたしまして16億円上回っていることが判明し、調査いたしました。この増額の要因は、下の表の（1）に記載しておりますが、大きく2点あります。

1点目は、平成27年度予算成立後の状況変化による増額であります。具体的には、用地取得後に判明いたしました新庁舎用地の地盤改良等により、6億3,000万円が増加しております。

2点目は、積算の誤りによる増額であります。平成28年度予算要求におきまして、単価計算の誤りにより新庁舎建築工事費を過大に積算し、それが基本設計、実施設計に用いられた結果、9億7,000万円が増加しております。

（2）平成29年度予算編成過程における見直しについて御説明いたします。

①の平成27年度予算成立後の状況変化による増額は、必要性を再度吟味し、6億3,000万円のうち、現時点で真にやむを得ないものとして現庁舎地下のくい撤去を除く4億2,000万円を、表の（C）欄に加算させていただきました。

②の積算の誤りがあった部分につきましては、全て取りやめることといたします。この実施設計に、見直しに必要な追加費用は新たな県民負担とならないように、新庁舎建設工事の経費の見直し、具体的には、8階に設置する予定でありました職員用食堂のスペースを見直すなどにより捻出させていただきます。

③に補正予算案における対応を記載しております。

実施設計の追加費用のうち、既決予算で賄い額を予算に計上するとともに、実施設計の期間を延長するために明許繰り越しの設定をお願いするものであります。

ページをめくっていただいて、3ページ目に整備スケジュールを記載しております。

実施設計を平成29年10月まで延長した後、平成30年度から旧JA解体工事、庁舎新築工事等を一体的に発注し、平成34年2月の開署に向け計画を進めていきたいと考えております。

次に、減額補正を御説明します。

資料④の331ページにお戻りください。

331ページから334ページに記載のとおりであります。減額の主なものについては、射撃技能等講習受講義務免除の特例措置が延長されたことによる講習委託料の減、国庫補助金の交付決定額が見込みを下回ったことによる事業費の減、航空隊基地新築等工事に係る案分費用の減、競争入札による契約差金などあります。

次に、繰越明許補正について御説明いたします。

資料は335ページになります。

今回お願いしております繰越明許費の補正は庁舎等整備費の1件で、内容は先ほど説明

いたしました高知警察署庁舎新築実施設計委託について、記、契約額9,396万円に追加費用を合計いたしました1億5,776万7,000円の繰り越しをお願いするものであります。

以上で予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

◎桑名委員長 続いて、警務部長の説明を求めます。

◎吉田警務部長 私から、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正の内容について御説明申し上げます。

お手元の資料⑥平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の8ページを
ごらんいただければと思います。

今回の改正は、警察職員の定員の改正を行うものでございます。

経緯としましては、平成29年度における地方警察官1,078人の増員を盛り込んだ政府予算案が平成28年12月22日に閣議決定され、同日、本県に7人を配分する旨の内示を受けたところであります。増員項目の内訳につきましては、人身安全関連事案対策の強化に5人、我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事案対処能力の強化に2人となっております。

同じく資料の⑥の209ページの新旧対照表をごらんいただければと思います。

この内示を受けまして、条例第10条第1項の表中の警察官定員に7人を加えて、合計で1,611人とするとともに、警察法施行令に定めている階級別定員基準により、それぞれの階級別定員を改めようとするものであります。

施行日につきましては、警察法施行令の改正を待って、規則で定める日で施行することとしております。

高知県警察設置及び定員に関する条例の一部改正の説明については以上でございます。

◎桑名委員長 続いて、生活安全部長の説明を求めます。

◎秋澤生活安全部長 高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

お手元の資料⑥平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の8ページ及び210ページをごらんください。

高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例につきましては、その第11条嫌がらせ行為の禁止におきまして、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項及び同条第2項を引用しておりますが、同法律の一部を改正する法律の一部が平成29年1月3日に施行され、同法第2条第2項は同条第3項に繰り下げられました。よって、高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例につきましても、引用条項について、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第2項から同条第3項に改正するものであります。

なお、施行日につきましては条例公布の日からとしております。

条例の一部改正の説明につきましては以上でございます。

◎桑名委員長 それでは、ここで一旦休憩といたします。再開は、午後1時5分にいたします。

(昼食のため休憩 11時49分～13時3分)

◎桑名委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

質疑を行います。

◎米田委員 高知署の来年度の実施設計予算にかかわってのことですけれど、補正予算の332ページで、追加の実施設計予算が6,300万円余り必要ということですが、結局、実施設計予算は何ぼかかるんですかね、29年度。

◎川村警務部参事官兼会計課長 契約額が9,396万円ですので、トータルで言いますと1億5,776万7,000円になります。

◎米田委員 そしたら、追加費用の6,300万円というのはどこへ出てくるんですかね。

◎川村警務部参事官兼会計課長 332ページの説明欄の2の庁舎等整備費の上から2つ目に設計等委託料3,676万4,000円というのが出てきております。これにつきましては、既決の予算で賄えない分につきまして補正でお願いするという形になっております。

◎米田委員 この3,676万円が、食堂とかの削減でこれを生み出したという、そういう意味ですか。

◎三谷警務部総務参事官 追加で要ります6,300万円余りについて、食堂とか、あるいは会議室のパーティションであるとか、OAフロアであるとか、そういうところを削減させていただいて捻出するということです。

◎米田委員 そしたら、6,300万円が追加で要るけれど、既決の予算で足りる3,600万円が今回新たに補正で追加をしたということですか。

◎三谷警務部総務参事官 そのとおりでございます。

◎米田委員 それで、資料にABCとありますけれど、結局、過大になったものを見直し、現庁舎の地下のくい撤去をやめて、2.1億円の減、積算誤りも是正して、合わせて11.8億円減して65.8億円になった。まあ言うたら、一番最初の61.6億円からいえば、新しい用地の地盤改良のみ残した予算がふえたと、そういう意味やね。

◎三谷警務部総務参事官 ほぼそのとおりなんですけど、用地の地盤改良と、あとくいの撤去も用地の改良に当たるのかと思いますけれど、くいの撤去でありますとか、あるいは現庁舎の調査によりまして、アスベストが現庁舎の一番上に残っておりまして、その撤去費用等も加わっております。

◎米田委員 65.8億円の中に戻したのは、今の土地のくいの撤去をのけるのをやめたということよね。

◎三谷警務部総務参事官 はい、そのとおりです。

◎米田委員 予算の見積もりの是正、見直しをしてということで、結局、(1)、(2)の説明からいうたら、あと残ったものは用地取得後に判明した新庁舎用地の地盤改良等、これだけが残ったことになって、これが増額の要因。

◎三谷警務部総務参事官 そのとおりでございます。

◎米田委員 そうしたときに、これは総事業費なんで、もう一つ右側の庁舎建設費があるじゃないですか。今聞いた増の要因、65.8億円の4.2億円の増の要因での主なものは地盤改良等の費用よね。けれど、庁舎建設費も丸々2億円ふえちゃうわけですよ、当初からいったらですよ。だから、本来67.8億円にせにゃいかんのじゃないかと計算をしてみたんですが、要はこの総事業費のうちの庁舎建設費で、50.5億円が52.5億円にふえている。このふえた2億円の要因は何ですかというのが聞きたいんですけども。

◎吉田警務部長 この庁舎建設費の内訳として、地盤が軟弱であったので、地盤改良が必要であると。あともう一つは、具体的に言いますと、くいの長さが当初35メートルで足りると思っていたんですが、もっと深い地盤に刺さなきゃいけないということで、くいの長さを54メートルにふやすと。この変更、トータルで2.6億円ふえておまして、その部分が庁舎建設費のほうに入ってきているということでございます。

◎米田委員 そしたら4.2億円ふえた分の中でそういうくいとかが、いわゆる庁舎建設費が2億円含まれちゃうと、そういう意味ですか。

◎吉田警務部長 はい、そのとおりでございます。

◎米田委員 それと、積算の誤りの説明をざっと聞いた範囲では、またマスコミで報道された範囲では、交番のベランダつくるのに、本来は1平米10万円何ぼで計算せにゃいかんところを129万円に置きかえてしもうたということで、マスコミも1,500平米掛けたらという計算されちゃって、私も計算したら、ベランダ1つが129万円、1,500平米掛けたら19億円かかるんですよ。本来の1平米10万円何ぼの単価掛けたら1億5,000万円ぐらいにしかならんので、過大見積もりというたら、もっとふえるがじゃないかと、9億7,000万円で済まんじゃないかと思うんですが、その9億7,000万円の根拠はどうやって出てきたんですか。

◎三谷警務部総務参事官 過大積算がそのまま実施設計のほうへ反映されておりませんので、過大積算やった分のうちの9億7,000万円分が実施設計に生かされているということです。

◎米田委員 要は積算するときに、駐在所のベランダ1つ分と普通の1平米10万円の根拠数字を入れ間違えて、9億7,000万円ぐらいの違いという理解しちよったんで、もっと

過大分がふえやせんかという思いがあったんで、積算見積もりがどうして9億7,000万円になるのかという、中身が非常にわかりづらいんですけど、どうですか。

◎三谷警務部総務参事官 過大積算に基づきまして、設計業者のほうで、予算に余裕があるということで9.7億円分のものを上積みした設計になったと。全部で18億円ぐらいの過大積算があるんですけども、それから4億円ぐらいは構造の計算のところ、うちのほうで引いておまして、実際のところ、14億円ぐらい上積みで予算があるという勘違いをしまして、そのうち業者が9.7億円を使って設計をしたということで、そのような部分については、設計には反映されていないと。過大積算がイコール設計には生かされていないということになります。

◎米田委員 14億円の話が出、19億円の話が出、最後は9億7,000万円を過大見積もりしよったき、それを戻しますよという、今初めてそういう説明をされゆうわけよね。だから、そういうふうにならんと最初から説明してくれんと、1平米の単価の置き間違いをしたみたいな話やったんで。

◎三谷警務部総務参事官 説明のほうでわかりにくくなるかなと思って、事前の説明のときはそういう説明をさせていただきました。

◎米田委員 それで、上田委員も本会議でやられまして、私たちが聞いても経費の見直しに当たって、確かに県民、県政に、金銭的な負担を新たにさせるというのは忍びないことですけど、職員用の食堂を削ってまですべきことかと、特に高知署の場合は大変忙しい署になりますし、御飯食べて元気で頑張ってるよといかん部署ですよ、最前線の現場で。だから、職員用の食堂というのは、私たちから考えても、どうしても必要ではないかなと思うのを削減というのは、縮小してつくるのか、全くもうつくらんみたいなニュアンスで受けとめちゃうんで、しかも何言うかね、説明のときに担当の人の積算間違いと幹部が十分点検できてなかったと。特に要因、原因言われて、しかし、責任は署員みんなに、食堂なくしますよというやり方は、僕は、それは問題がありやせんかと思うんです。ぜひ、再検討してもらいたいと思うんですけども。

◎三谷警務部総務参事官 今回積算の誤りで非常に重大な結果を招いたということで、我々組織としてやっぱり身を削っていかんやいかんということの考えから、職員食堂を8階に、38席ぐらいだと思いますけれども、ちょっと広目の食堂を用意するつもりだったんですが、事前の説明の折、各委員からも御意見いただきまして、1階のほうにパトカーの係ですけども、初動対応あるいは土日の当直体制等々のときに食事がとれるように、十数人スペースの小さな食堂を構らせていただくように考えております。

◎米田委員 それは、ちょっとようわかりませんが、当初38席必要だと、混雑して、食べて現場へ向こうていけるような、そういう厚生的な施設ですからね。それは県の財政課とも話しして、何とかそれは予定どおり、計画どおりやれるような方途はなかったです

か。

◎三谷警務部総務参事官 いろいろと考えらせていただいたんですけど、県民サービスをどう低下させないかということで、建設費を削減するという事になれば、やっぱり自分たちが犠牲になるというところで考えたあげくの、食堂をちょっと削ろうかなということにさせていただいた次第でございます。

◎米田委員 そしたら、この削減額は3,600万円ということですか。大体2,700万円相当というんですか。どういう見方したらええんですか。

◎三谷警務部総務参事官 全部で6,300万円なんで、食堂の部分だけで4,000万円ぐらいになります。

◎米田委員 気持ちもわかるし、県の財政も厳しいのもわかりますけれど、署員の皆さんには何にも責任ないんですよ。しかも、必要な施設だから計画をしてやろうとなっちゃったと思うんで、私は本当にそれでいいのかと、警察官の士気にかかわる問題でもあるし、外で食べると大変ですしね、ということを考えてとき、本当に職員の皆さんのそういう気力からいうても、再検討する余地はないのかと強く思っていますので、なお検討していただきたいし、職員全員が何らかのそういう責任があればあれですけど、申しわけないけれど責任があるのは、担当の部署と点検する幹部の皆さんに責任あるのに、それを何百人ものほかの職員も一緒に同罪だみたいな話で、大事な施設を奪うということは、率直に言うて、これは問題ある対応だと思います。

◎三谷警務部総務参事官 十数名のところは確保できましたので、必要最低限度の機能は確保できたと考えておりますので、これでやらせていただきたいと思っております。

◎米田委員 もう1つは、地盤改良等をせにゃいかんという、くいの高さとかのことも含まれていると思うけれど、そのJAもとの土地が、仮にそういう土壌であれば買うときの評価額、今森友学園の問題で土地のこといろいろあるけれど、私はその評価額、取得額から本来値打ちが下がる、下げて購入するわね、そういう問題があれば。そういう話はしているんですか。

◎三谷警務部総務参事官 購入前に、くいがあることもわかっておりましたし、地盤がある程度緩いということもわかっておりましたので、その分差し引く形で、ちょっと安く買わせていただいております。

◎米田委員 もう織り込みでそういう売買で、決着はついちゃうということやね。

もう一つ、現庁舎のくいの撤去、何回か訪問させてもらいよったけれど、よう知らなかったんですが、くいの撤去はもう必要ないというてやめるのもおかしくない。必要性があるって計画でしよったがやない。

◎三谷警務部総務参事官 現庁舎のくいの撤去については、今のところ、今回予算にのせていただいておりますが、抜くと余計に地盤が緩くなるというようなことも言われてお

りまして、今後調査して、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

◎米田委員 そうではなくて、出していただいた資料の中でですよ、6億3,000万円ふえてしまうた。ほんでそれ減さないかんということで、減した最大の 하나가現庁舎地下のくい撤去なんですよ。これ一旦ふやしちよって、また減したわけよね。経過からいうたらえらい、どっちでもええような予算をこれ組んだんかと。

◎三谷警務部総務参事官 くい撤去につきましては、原則で言うと、例えば更地にして駐車場にして、例えば売却するというようなときには、必ずくいは抜かにゃいかんらしいです。そうではなくて、今回くいを抜くと逆に緩くなるんかなと、地盤が非常に緩いということ言われておりますので、現時点ではちょっと置いておくほうで検討させていただいておって、地質の検査とかそういったことで、将来的にまた抜かにゃいかんという可能性もありということで、現在保留の状態しております。

◎米田委員 最後ですけれど、かえって抜かんほうがええと今言われよりますよね、でも予算が過大になってしまうたときに、検討したら、現庁舎地下のくいを撤去するという予算も含まれちよったわけよね。そんな意見もいろいろあり、現実的に抜かんほうがええというようなものを何でわざわざ予算化をしてしまうたのかと。そんな慎重というか十分な検討もせず、くい撤去予算ここへ入れてしまうた。これ自身も、やり方はえらい問題じゃないですか。抜かんほうが、かえってええと今さら言われても、ほんなら何で2億1,000万円も抜く予算組んだんだということになりますよ。

◎三谷警務部総務参事官 当初の段階では、本来は、くいは抜くべきだということで検討させていただいたとったんで、まことに申しわけありません。

◎米田委員 それは、妙に率直に言うたら、僕ら素人が聞いても納得全然できません。

上田委員も本会議で言われよりましたけれども、県警のほうも建築士おいでますけれど、やっぱり大きな事業ですので、ぜひ県の建築指導課や建築課とも協力、知恵もかりながら、ここはやっぱりやっていかんと、こういう過ちというか不十分さ、繰り返すことになりかねないので、そこら辺は、今後の進め方については、ぜひ他部局にも相談していただきたいなというふうに思うんですが、どうですか。

◎三谷警務部総務参事官 一般質問で本部長も答弁させていただいたとおり、県のほうにも、またお知恵をおかりしながらやっていきたいと思います。

◎三石委員 米田委員の話の内容と重複しますけれどね、説明資料の予定時期のおくれの概要から始まって総事業費の見直しの内容、これもよく理解できますが、(2)の③のところですがね、ずっといって職員用食堂の削減等により捻出すると、こういうことですか。米田委員も言われよりましたけれどね、どうしても自分は納得いかんのよね。8階食堂、これ38席を、1階へおろして十数席にすると言うたんですかね、これで事は足りるわけですか。

◎三谷警務部総務参事官 先ほども説明させていただいたとおり、必要最低限は確保できております。

◎三石委員 必要最小限というのはわからんじゃないですけどね、ずうっと長く長く使わないかところですよ、10年、20年の話じゃないわね、最低50年もたさにゃいかんね。一部のそういう不手際で周りがずうっと引こずって、主な38席もある座席が1階へおろされて14席で、ぎすぎす何十年もせにゃいかんなんちゅうことは、そりゃ県民の負担のことも考えていただくことは結構ですけどね、予算で随分迷惑かけておるわけやから、結構やけれども、長い目で見たら、私はこういうことはすべきじゃないと思うよ、はっきり言うて。これはちょっとおかしいと思うぜ。

◎三谷警務部総務参事官 他のスペース、もし可能であれば、会議室等もたくさんつくっていただくような計画になっておりますので、そういったところあるいはほかの部分、代替でリフレッシュルームみたいな感じで将来つくれることも可能だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

◎三石委員 税金で賄われておることやから、やりそこのうて随分皆さんに迷惑かけたと。そこで再び税金をそれに入れて御迷惑はかけたくないと、それももちろん当然のことよね、よう気持ちはわかるけれど、繰り返しになります、そのことによってずうっと何十年もしんどい思いをせにゃいかんと。これはやっぱり避けるべきやと思うね。誤りは誤り、県民に多大な御迷惑かける。これはこれとして、あと40年も50年も続くわけですから、末代に残るわけですから、すばらしいものをつくってもらわにゃ困る。こんな間違いをしたから予算削ってやね、そうすることはもっと迷惑しますわね、そんなものは。県民の生命から始まって守ってもらわにゃいかん物すごい大事な職にある、そういう職員が何十年もしんどい思いして、そんなことさせてええと思いませんか。再度言いますけれど、検討してください、本当に。

◎三谷警務部総務参事官 検討させていただきます。貴重な御意見ありがとうございます。

◎桑名委員長 この件、両者からあるとおりなんですけれども、間違った皆さん方が財政当局になかなか言いにくいかもしれませんが、委員会でこういった意見があったということを、また我々も伝えますし、また財政当局にも言っていただきたいと思います。

それで、物の考え方として、追加的な県民負担は生じさせないというのは、それは財政面での負担という部分もあるかもしれませんが、機能が損なうということも、これも県民の負担を負うということですので、その分も考えて、機能を落とすということは、警察のこれからの活動のやはりマイナスになってくると思いますので、そういったことも、これから財政当局ともう一度話してやっていただければというふうに思います。

◎三石委員 もとへ戻しや。米田委員と全く意見一緒ですわ。めったにないですよ、こん

なことは。

◎横山委員 先輩方が言われましたから、また委員長が言われたとおり、私もそういうふうに思いますけれども、ただ一つ、私も建設業におったもんで工事の積算というものに関しては、本当工事の根幹なんですね。だから、そこに関しては本当に全神経を使ってやっていたし、そういうような中において、これから先チェック体制というのをどうしていくのかなというのを聞きたいのが1点と。

ほかには、耐震改修工事請負費とか施設整備工事請負費、修繕工事請負費、皆工事請負費という名前がついた予算が3つ4つ計上されているんですけど、こういう工事ですよ、ハード系の工事、箱物とはまた違った、こういう分に対しては、どういうチェック体制をとられているのかなというのもあって、その辺をちょっと教えていただけますか。

◎三谷警務部総務参事官 一般質問で本部長のほうからも答弁させていただいたとおり、今回、新たにチェックシートというものを作成しました。これにつきましては各段階、例えば係長、補佐、それから課長、次長と決裁上がっていくわけですけども、それぞれの立場において、どういったことをチェックすべきかという項目を洗い出しまして、チェックしたらチェックしたところに、そのチェックした者が押印し、抜かりがないようにということでチェックシートを作成させていただきました。それをもってこれから運用していくということ。

それから、装備施設課2名を増員させていただきまして、コストの管理でありますとかそういった建設費の管理、そういったものをきっちりやっていこうということで、体制のほうも強化させていただく予定でございます。そういったことで再発防止していきたいなと思っております。

それから、ふだんの工事の関係につきましても、特にこれまで何かを、チェックシートがあってやっていたかというのは、そうでなくて、今回の高知署のように各段階幹部がずっと見ていくという形の、通常の決裁の方法でやってきました。

◎横山委員 警察署に関したら、今までの警察の設計というのがあって、やはりオープンにできないという、警察の中で持つておかないといけない情報というのがあるんで、やっていたというところもあるんでしょうけれども、さっき言っていたようなできるところから、例えばガードレールやったりとか信号とかというところ、そういうようなところは一つ県と、建築指導課とかと一緒に何かどこかで試行的にいろいろチェック体制やってみるとかというのも、一ついいのかなとかと思ったりもしますけれどね。

あと、もう一つ、公金意識の醸成を図っていくと本部長、最初におっしゃられましたけれども、公金意識の醸成を図っていくというのは、具体的にどのようなことを考えられていますか。

◎三谷警務部総務参事官 今回の事案が発生しまして、会計、経理に携わる係員、これを

集めまして、まず緊急の会議で徹底しております。その他につきましては、会計部門のほうでそれぞれ巡回教養であったり、それから専科の教養であったりということで、公金を扱っているんだということの意識を高めていこうとしております。また、捜査費の関係につきましては、別途それぞれ各署、各所属に対して日ごろから指導教養をしております。そういったことで公金の意識を高めていくような方策をとりたいと思っております。

◎横山委員 常々公金意識というのは持たれているということは、私もそういうふう思うんですけども、どこかでやっぱり今までやってきたことを踏襲していったら大丈夫だろうというのが、ちょっとあったのかなと思うんで、その都度その都度、大事な県民からのお金を預かっているんだということを、やはり常々更新して行って、インストールし直してもらったらいいのかなと思います。

あともう一点、ちょっと話変わるんですけど、この新型無線機で期待される効果、どんなふうに捜査が変わるのか、一つ具体的な例とかってあるんですかね。

◎三谷警務部総務参事官 大きく変わりますのは、スマホみたいなものを持って動画が送れますとか、あるいは警察官の位置情報、そういったものも把握できると。特に動画が送れるということは、先ほど会計課長のほうからも説明させていただきましたけれども、災害の関係で災害地の動画を送れると。それから、普通に電話としても使用できるということ。

それから、無線機のほうにつきましては、今まで使っていたのが古くなってきたことで、通信エリアが広くなるとかといったような、それから非常に電池が長くもつとか、あるいは落としたときにも頑丈とか、雨にも強いとか、そういう機能になっておりまして非常に効果が発揮できるのかなと思っております。

◎横山委員 県費でその不足する分を購入するというふうに、何台か忘れましたが言っていましたよね。それで大体カバーできるもんなんですか。

◎三谷警務部総務参事官 県費で出していただくと、今使っているものが全て確実にできるということでございます。

◎横山委員 個人が持つ無線であって、何か車とか、そういう移動車両とか緊急車両とか、そういうもんにも全部無線がつくわけですか、新型が。

◎三谷警務部総務参事官 そのとおりでございます。パトカーも船もヘリも、そういった状態になります。

◎横山委員 それは山奥に行ってもつながるもんなんですか。

◎三谷警務部総務参事官 今、不感地帯少々あるんですけども、スマホが使えるところが、無線域より多分広いと思うんで、今よりもずっと広がるというようなことを聞いております。

◎横山委員 わかりました。期待しております。

◎池脇委員 新しい道交法施行されるわけですがけれども、私も本会議で質問させていただきましたけれども、どうでしょうか。高知新聞にも専門医の確保がなかなか難しいとか、専門医の先生方も、認知症を認めるということについても逡巡をされているというような声も出ておったんですけれども、準備の状況はいかがですか。

◎岡崎交通部長 きょう新しい道交法施行されたわけですがけれども、平成27年6月にこの法が公布されましたときに、このような形で認知症の関係する方がふえていくぞと。それからまたお医者さんも、それに携わっていただくような方がふえてくるということを前提に、それぞれ免許センターが中心になりまして、県の医師会等々と連携して、認知症に関する法の改正の内容でありますとか今後の流れというものを御説明しまして、準備を進めてきたところなんです。それからまた、現在認知症の関係の専門医の方、この方々がどれぐらいいるかということなんかも事前にずっと把握しながらきまして、ことしの2月末までに把握しておりますのが県内の16の医療機関で、公安委員会が認知症専門医として認めるお医者さんが23人おいでます。それからまた、県に登録した認知症のサポート医であるオレンジドクター、こういう方々が約200人おいでるということを確認しております。ですから、そういう状況で県内に一定数のお年寄りがおいでで、今後その対象になるわけですがけれども、お医者さんについてはそのような形で広がっておりますので、何とかそれぞれ対応していただけるものと考えております。

◎依光副委員長 質問というか意見ですけど、先ほどからあったとおり、新高知署に関しては、まさに三石委員が言われたとおりで、未来への贈り物という視点もあるかと思えますし、南海地震対策とかでも、やっぱりあったほうがいいスペースではないかなとも思えます。そういう意味で言うたら、実施設計を延ばすということなので、この予算の中で、可能であれば増改築とかもできるような形で実施設計をやっていただくということがいいのかなと思います。ちょっと時間をかけれるということになったので、この委員会として、そういう思いがあるということです。

自分も、さきに総務委員会で新図書館の話をしたんですけれども、その新図書館も109億円で建てると言いよったのが最終的に148億9,000万円、40億円ふえたというようなことで、全国的に、オリンピックの競技場のことも含めていろいろあるようで、今、国交省のほう各県の建築士会とかにヒアリングをするような話になっているそうです。ですから、警察とちょっと違うかもしれませんが、県外の事例とかも調べてみたら、設計変更の中で、実施設計の中でもうちょっと何か工夫できる余地があれば、機能損なわんでいいような話になるかと思えますので、部局を超えて連携というのは先ほどもありましたけれども、ぜひお願いします。

それと、香美警察庁舎もできるということで、歴代の香美署長には大変お世話になりました。現警察庁舎は取り壊すという前提で、香美市役所のほうに警察が行くという話です

けれども、新しく庁舎ができるということで、期待するところは南海地震対策、バックアップ機能、新南国署管内で言うと、やっぱり南国市、香南市は津波の被害があつて、香美庁舎は比較的住民というか、バックアップできる体制やと思うんで、何か工夫をしていただいたらいいなと思います。

最後に、お礼の意味も込めて、新南国署に関してはいろいろ不安も自分自身も思つておつたんですが、いろいろ聞いていますと、警察がより身近になつたという意見があります。それは何かといたら、パトカーを見る機会が大変ふえたというようなことでした。何もないことが多いだろうとは思いますが、パトカーで走っていただくだけで住民は見ていますし、何か安心感があるということで、かわりばえのないパトロールは大変かとは思いますが、ぜひとも現場にもそういうことは伝えていただきたいと思ひます。

◎**金岡委員** 香美の話が出たんですが、せんだって香美の猟友会長さんから、香美の銃器担当の職員の対応がすごくいいと。高齢者も含めて、会長さんだけでなく会員さんからお二人御連絡いただきました。非常に手を足していただいて対応がいいということでございましたので、報告と同時に、しかし、とはいえ銃器、やっぱり専門の知識が要ります。ちょうど職員の交代時期でもあるんですが、銃器担当の生活安全課の職員についてはそういった知識を十分徹底していただいて、そういった職員をぜひ配置していただくようお願いをしておきたいと思ひます。

◎**秋澤生活安全部長** 本部の担当のほうは巡回指導とかしっかりやっつて、それがやっつと実を結んできておるかなということだと思ひます。年度が変われば、すぐに新しいメンバーになりますので、本部のほうに集めて集団で研修ということも早速準備しておりますので、今の御意見しっかりと承りまして、しっかりと指導していきたいと思ひしております。

◎**高橋委員** この情報収集のドローンを整備するという事になっているんですが、どういった運用を考えているのか。

◎**田中警備部長** 災害対策用として、情報収集用のドローンという形を考えておるんですが、まずは県本部の災害対策課に1台置きまして、そこでいろんな訓練とか実地を重ねまして、その効果を見きわめながら、今後は各署のほうにも配備していければなと考えているところでございます。

◎**桑名委員長** 先般の龍馬マラソン1万人を超えるということで、交通部門のほうも大変だったと思ひますし、また警備のほうも新たにランニングポリス、そしてバイシクルポリスですかね、私も走っていて、すごい安心感を得たところでございます。この大会も、本当に警察の全署の皆さん方の応援があつて成功していると思ひますので、また大いに支えていっていただきたいと思ひます。

そして、今回、このメンバーでは最後の委員会になりますが、異動の発表も第1次はあ

ったようでございますし、第2次もそろそろあろうかと思いますが、それぞれの部署でまた御活躍されますことを祈念申し上げまして、警察本部を終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

《監査委員事務局》

◎桑名委員長 次に、監査委員事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎吉村監査委員事務局長 監査委員事務局でございます。よろしくお願いいたします。

議案は、平成29年度の当初予算のみとなっております。平成29年度の当初予算につきましては、お手元の資料No.②議案説明書（当初予算）の677ページでございます。

平成29年度の当初予算額としましては、左の1 監査委員費の本年度の欄にありますように1億7,108万2,000円を計上しております。前年度に比べまして、比較の欄にございますけれども、94万9,000円の増となっておりますけれども、これは主に人件費の増、職員数の増減はございませんけれども、勤勉手当の支給割合の改定などに伴う増がその主な理由となっております。予算の内訳につきましては、右の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1の監査委員運営費の監査委員報酬は、非常勤の監査委員3名の報酬でございます。次の特別職給与費は、現在不在になっておりますけれども、常勤の代表監査委員の人件費、また事務費は監査委員の旅費などの活動経費となっております。

2の人件費は、事務局職員16名の人件費でございます。

次の3 監査委員事務局運営費の健康診断委託料は、臨時的任用職員の健康診断を委託するものです。次の負担金9万円ですけれども、その内訳としましては、全国の監査委員の組織であります全都道府県監査委員協議会連合会の負担金8万円と、四国4県の監査委員の組織であります四国4県監査委員協議会の負担金1万円と合わせたものとなっております。次の職員研修負担金は、事務局職員が専門的な研修を受けるための経費でございます。事務費につきましては、総務事務と工事監査を担当します非常勤職員2名の報酬や臨時的任用職員の賃金のほか、監査業務を行うための旅費や事務費など事務局の経費となっております。

監査委員事務局からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

吉村事務局長におかれましては、今期退職ということで、長きにわたりましてお疲れさまでございました。また、残念なことに田中代表監査が期間中に亡くなるということがございました。事務局の皆さん方も、それを乗り越えて素晴らしい監査をまたお願いしたい

と思います。どうもお疲れさまでございました。

以上で監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎桑名委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

それでは、事務局長の説明を求めます。

◎福島人事委員会事務局長 人事委員会事務局でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、平成29年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元の資料No.②当初予算の679ページをお願いいたします。

人事委員会の予算総額は1億3,598万円余りでございまして、前年度より約265万円、率にいたしまして2.0%の増となっております。財源内訳のうち、特定財源131万7,000円がございしますが、これは、私ども人事委員会が市町村あるいは一部事務組合などから公平委員会の事務を受託してございまして、その事務を処理するための経費でございます。

次に、681ページをお願いいたします。

歳出につきまして、説明欄に沿って御説明をいたします。

人事委員会運営費は、3人の委員の報酬と人事委員会の全国及び四国の組織に対します負担金や、こうした会に出席するための旅費でございます。

2の人件費は、事務局職員13名の給与費でございます。

3の人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験の実施や給与などの勧告、報告、あるいは職員の不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料は、職員採用におきます受験者の適性を見きわめますために実施するものでございます。次の試験問題作成等委託料は、障害者の選考試験や来年度から行政・TOSAを衣がえいたしまして実施いたします社会人経験者採用試験などにおきまして、試験問題の別途提供を受けるための経費でございます。なお、通常の上級試験や初級試験など全国統一で実施しております試験問題につきましては、後ほど御説明をいたしますが、日本人事試験研究センターから提供を受けております。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方でも受験ができますよう、点字版の試験問題や試験案内等を作成するための経費でございます。次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理いたしますため受験者の回答をデータ処理するものでございます。

次のページ、682ページをお願いいたします。人事試験研究センター負担金は、先ほど少し触れましたが、行政職員や警察官などの採用試験の実施に当たりまして、試験問題の提供を受けております公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

最後の事務費にかかわるものでございますが、来年度の採用試験におきます主な見直し事項につきまして御説明をいたします。

2点ございまして、まず1点目は、採用試験の申し込みを、原則としてインターネットでの申し込みに変更いたします。従来、紙ベースの申込書を郵送または持参の上、提出していただいておりますけれども、スマートフォンの急速な普及に伴いまして、民間企業ではもちろんのこと、国あるいはほとんどの都道府県においては、インターネットでの申し込みが主流になってきております。受験者にとりましては、土日、祝日を問わず24時間アクセスできますことから、時間的にも経済的にも利便性が向上するものと考えております。また、事務作業面でも、受験資格のチェック作業が大幅に軽減されるなど事務の効率化につながるものと考えております。なお、ネット環境がない方につきましては御連絡をいただいた上で、これまでどおり紙ベースでの受け付けをいたす予定でございます。

2点目といたしましては、先ほど少し触れました社会人経験者採用試験の新設でございます。平成20年度から行政・TOSAの採用試験を実施してまいりましたが、近年、複雑多様化する行政課題に対処できる、より即戦力となる職員を確保する必要性が一層高まってきましたことや、熱意を持って本県への移住などを希望されている方の中には、34歳という上限年齢がネックとなっている方が一定数存在をしていることなどから、行政・TOSAを発展的に解消いたしまして、門戸をより一層広げる形で新設するものでございます。具体的には、民間企業等におきます一定年数以上の職務経験、大卒では5年以上、高卒では10年以上、こうした職務経験を有する方であれば59歳までの方が、受験が可能となります。試験の内容といたしましては、行政・TOSAとほぼ同様でございますが、人事委員会の合格発表後に県政課題への対応力などを見きわめますため、任命権者におきまして採用面接が複数回を予定されておりまして、それによって採用が決定される。この点がこれまでと異なるところでございます。

平成29年度の当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成28年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

資料No.④補正予算の337ページをお願いいたします。

人事委員会事務局運営費のうち、176万5,000円を減額補正しようとするものでございます。減額の主な理由といたしましては、採用試験におきまして点字による受験者がいなかったことによりまして、委託料及び旅費を減額するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 59歳という上限なんですけど、59歳で採用されましたら、定年はどういうふうになるのか。

◎福島人事委員会事務局長 定年につきましては、法律で決まっているとおり60歳でござ

います。

◎**金岡委員** 勤務は、1年しかできないということになるわけですね。

◎**福島人事委員会事務局長** はい、そのとおりでございます。

◎**金岡委員** もう一点、いわゆる中途採用になると思うんですが、そのときの報酬といたしますか、それはどういうふうになるんでしょう。

◎**福島人事委員会事務局長** 年齢と職務経験に応じまして、いわゆる任用等級及び給料の号給というものを決定いたします。これは新卒の方でも途中採用の方でも、基本的には同じでございます。途中から入った方が新卒ストレートの職員を、少なくとも追い越すことだけではない形で算定をするようになっております。

◎**金岡委員** もう一点、大学院へ行かれています方、これはどういう扱いになるんでしょうか。

◎**福島人事委員会事務局長** 大学院の2年間につきましては、職務歴換算をいたしますので、その分が経験として加算をされるという形になります。

◎**金岡委員** そうすると、大学院に5年間行っておれば、そのままというふうになるんでしょうか。

◎**福島人事委員会事務局長** 正規の大学院卒、要するに修士の資格を取るのに要する正規の年数が換算をされますので、実質的に2年で得られるところを、例えば4年なり5年なり行かれたことで、そのことで有利になるということとはございません。

◎**金岡委員** 修士2年ですけれど、博士課程へ行くと計5年になるわけですが、その場合はどのようになるんでしょうか。

◎**福島人事委員会事務局長** 博士課程につきましても、通常要する年数につきましては換算をするようにいたしております。

◎**橋本委員** 1点だけ、講演会の事務も扱っているということですが、講演会の取扱事務の件数ですよね。市町村から県のほうにお願いをしてやっていたらと思うんですが、何件あって、どんなようなものが相談事務として上がってくるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎**福島人事委員会事務局長** 年度によって異なりますけれども、年平均にしますと大体1件程度ぐらいでございます。内容としましては、処分に対します審査請求、あるいは休暇であるとか手当であるとかに対します措置要求ということでございますが、どちらかといえば、処分に対する審査請求のほうが多い傾向にございます。

◎**横山委員** 人事試験研究センター負担金ですか、170万円。ここで採用に関する試験の問題を、どういうセンターなんですか。

◎**福島人事委員会事務局長** もともと試験問題につきましては、人事院のほうで作成をしていただいておりますけれども、昭和50年代ごろに、人事院は国家公務員だけをつくる

ということになりまして、それを契機といたしまして、全国の都道府県が負担金を出し合
って試験問題を専門に研究して、作成していただける団体をつくろうということで立ち上
げた公益財団法人でございます。

◎横山委員 近年、公務員、職員に求められるいろいろな能力とか課題解決型、先ほど行
政・TOSAも県政課題への対応力というのが面接で問われるというふうになっていまし
たけれど、こういうことは研究センターでも議論はされているんでしょうかね。

◎福島人事委員会事務局長 人事試験研究センターにおけます試験問題というのは教養試
験、これは全職種共通なんですけれども、それと各職種に専門に必要となる専門試験の問
題でございます、いわゆる問題解決力であるとか対応力であるというのは、面接の中で
見きわめていくという形になっております。

◎桑名委員長 行政・TOSAでたくさんの方が入ってきましたけれども、定着率という
んですかね、何人かちょっと知り合いがやめたりしたのを聞いたことがあるんですが、定
着率わかればお願いいたします。

◎福島人事委員会事務局長 今、正確によう押さえてないんですけれども、多分、平成
20年度から採用しましたのが114名でございますけれども、そのうちでやめられた方は
二、三名ではなかったのかなと認識をいたしております。

◎桑名委員長 充実して働いていただければ、それで結構でございます。

以上で人事委員会の事務局を終わりますが、福島局長も今期退職ということでございま
す。本当に長きにわたりまして、お疲れさまでございました。これからの人生がまたすば
らしいものになりますことを祈念いたしまして、人事委員会事務局を終わります。どうも
お疲れさまでした。

《議会事務局》

◎桑名委員長 次に、議会事務局について行います。

最初に、議案について事務局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了
承願います。

◎中島議会事務局長 よろしく申し上げます。議会事務局は、県議会の補佐機関としての
役割を果たすため、開かれた県議会の一層の推進、監視機能の強化、政策提言機能の強
化、この3点を重点課題として位置づけまして、議員の皆様方の活動をサポートさせてい
ただくよう取り組んでまいります。

平成29年度当初予算につきましては、28年度に行いました議場の音響設備の工事がなく
なったことなどで約5,000万円減っています。総額約10億2,000万円余の予算となっております。

なお、28年度補正予算を含めました詳細につきましては総務課長のほうから説明をさせ

ていただきます。

〈総務課〉

◎桑名委員長 続いて、総務課長の説明を求めます。

◎林議会事務局総務課長 お手元の資料、資料番号②、平成29年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の5ページをごらんください。

29年度の議会予算は、先ほど局長も申しましたが、10億2,200万円となっております。平成28年度に議場の音響等の設備改修工事を行ったことや、あと高知県議会史の編さん、これが28年度第5巻の完成をもちまして一旦休止ということになりましたことで、対前年比5,220万円余りの減額、率にして約4.9%の減となっております。

右端の説明欄をごらんください。まず1番、議会運営費につきましては、6億9,286万1,000円計上いたしております。議員報酬等では、都道府県議会の議員共済会、こちらが推計した年金の支給見込み額が、28年度に比べて29年度は減少する見込みのため、これに伴いまして共済費の減額がございます。また、昨年12月の条例改正によりまして期末手当の増額をいたしておりますので、これによりましてトータルでは、前年度から177万5,000円の減額となっております。その下の健康診断委託料、それから政務活動費交付金につきましては、前年度と全く同額を計上いたしております。また、運営費では、平成28年度には南米の移住地訪問事業などがございました関係で、旅費につきまして440万円余り減額しておりますので、これに伴いまして昨年と比べ440万円余りの減になっております。

続きまして、人件費でございますが、一般職の給与費は事務局職員29名分でございますので、2億3,613万4,000円を計上いたしております。

次に、3といたしまして事務局運営費は9,300万5,000円を計上いたしております。さきに局長のほうから説明がありましたとおり、平成28年度に議場の音響等の設備の改修工事を行いまして、その工事が終了いたしておりますので、29年度は、ほぼその音響工事分3,989万円の減額となっております。

委託料につきましては、下から3つ目の本会議場放送設備点検委託料でございますが、点検対象機器の更新によりまして97万9,000円の増額となっております。また、その次の県議会情報システム保守等委託料につきましては、昨年度より委託内容を見直しまして64万7,000円ほど減額となっております。その他の委託料につきましては、前年度とほぼ同額を計上いたしております。

次の6ページでございますが、負担金につきましては、前年度とほぼ同じ内容で509万9,000円を計上いたしております。

最後に、事務費につきましても、前年度とほぼ同額の6,559万8,000円を計上いたしております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、平成28年度2月補正予算について説明させていただきます。

お手元の資料No.④の4ページをごらんください。

総額で1,148万2,000円の減額補正を行うことといたしております。

右端の説明欄をごらんください。

まず、1の議会運営費でございますが、714万5,000円の減額となっております。これは運営費につきまして、旅費の執行残額を主に減額いたしております。

次に、2の事務局運営費でございますが、433万7,000円の減額をいたしております。内訳といたしましては委託料の執行残、トータルで378万5,000円を減額いたしまして、事務費では旅費55万2,000円を減額いたしました。

委託料の減額の主なものといたしまして、議事記録反訳等委託料が政策的課題に関する特別委員会などを設置しなかったことなどによりまして197万4,000円の減額となっております。あと、県議会情報システム保守等委託料は、委託内容の変更があったことによりまして84万1,000円ほど減額いたしております。

説明は以上でございます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 開かれた議会、監視機能の強化、政策立案機能の強化ということで、本当に下支えしていただいておりますけれども、その中でいろんな研修ですね、我々も議会としてさまざまのところへ視察に行かせてもらったり、いろいろなところ、皆さんに資料を構えてもらったりということしているんですけど、その構えてもらっている皆さんが、どのような研修されているのかというのを見る中で、職員研修等負担金ということで31万4,000円ということで計上されていますけれども、これは、研修の内容というのか、日ごろ政策立案機能を強化するためにどのようにされているのか。

◎林議会事務局総務課長 全国議長会あたりが事務局職員を集めて、総務とか議事とか、そういった研修をやってくれておりまして、それに参加するとか、あと議員にも行っていただいております地方議会活性化シンポジウムとか、あるいは都道府県の議員交流大会とかにも参加させていただいております。それからあと、民間の団体がやっております研修にも参加させていただいております。それから、29年度新しい取り組みといたしまして、金額は大したことないんですけど、外部の講師の方をお招きして接遇の研修であったりとか、そういった研修も今計画しておるところです。

◎横山委員 ぜひ事務局の皆さんもいろんな研修をぜひ、もともと皆さん知識がいろいろ備わっておると思うんですけども、そのような中でもやはり議会事務局としての、先ほど局長が言われた3つの機能を強化していくためにも、さまざまな研さん、研修をしていって、ともに高めていきたいなと思いますので、またよろしく願いいたします。

◎桑名委員長 中島局長も、今期退職でございますが、これまでの県庁生活を振り返って、一言お願いいたします。

◎中島議会事務局長 最後の3年間、議会事務局に来させていただいて、県政を別の視点といたしますか、角度から見させていただいたのは非常にいい経験になりました。それと、全国のいろんな議会の議員の方々とか事務局の職員の方々とも、いろいろ話もさせていただいたんですけど、高知県議会の審議の質と量、トップクラスだなという3年間の印象を持っております。大変お世話になりました。（拍手）

◎桑名委員長 県議会の質もそうでございますし、私どもも全国に仲間の県議会の議員がおりまして、高知にはよく研修も来られるんですけども、すごく対応がいいということで、いつもお褒めの言葉をいただいております。逆に高知県議会の事務局が、私は日本一の事務局というふうに思っておりますし、またそんな思いで残された皆さん方も、また頑張ってくださいと思います。

以上をもちまして、議会事務局を終わります。

続いて、採決にいきます。

お諮りいたします。

執行部より説明を受け、審査いたしました予算議案15件、条例その他議案8件について、これより採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎桑名委員長 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、これより採決を行います。

第1号平成29年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号平成29年度高知県収入証紙等管理特別会計予算から第8号平成29年度高知県土地取得事業特別会計予算まで、以上7件の議案については一括して採決を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎桑名委員長 それでは、以上7件の議案を一括採決いたします。

第2号議案から第8号議案まで、以上7件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案から第8号議案までは全会一致

をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第19号平成29年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第19号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第23号平成28年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号平成28年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算から第27号平成28年度高知県債管理特別会計補正予算まで、以上4件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上4件の議案を一括採決いたします。

第24号議案から第27号議案まで、以上4件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第24号議案から第27号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第36号平成28年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第39号高知県債権管理条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第39号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第42号高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例議案から第45号職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例議案まで、以上4件の議案については一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、以上4件の議案を一括採決いたします。

第42号議案から第45号議案まで、以上4件の議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第42号議案から第45号議案までは全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第56号高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第56号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第57号高知県公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第57号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第62号包括外部監査契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎桑名委員長 全員挙手であります。よって、第62号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部の皆さん退席をお願いいたします。

どうもお疲れさまでございました。

(執行部退席)

《意見書》

◎桑名委員長 それでは次に、「意見書」を議題といたします。

意見書案3件が提出されております。

まず、国民の権利と安心・安全を守る公務・公共サービスの拡充を求める意見書(案)が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休といたします。

(小 休)

◎ 不一致。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、共謀罪の創設に反対する意見書（案）が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休といたします。

(小 休)

◎ 不一致。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、南スーダンPKOに派遣されている自衛隊の撤退を求める意見書（案）が日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

◎ これ撤退が決まっている。

◎ せっかく決まったき、一刻も早くという、ここが大事なんです。下から7行目と一番下、直ちにと書いちゅうきね。

◎ もう一刻も早くになったやんか。

◎ ならんならん。5月末まで待ちよっちゃんいかん。危険。

◎ 同じく不一致でお願いします。

◎桑名委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の委員会は、15日水曜日の午後3時から委員長報告の取りまとめ等を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の委員会はこれで閉会いたします。

(14時26分閉会)